

(案)

## 長崎県不登校支援コンセプト

# 基本編

長崎県の不登校の現状や  
不登校支援の方向性を紹介します



「ちゃいなこぼん」「なんぼんこぼん」「てんしこぼん」

令和5年3月

長崎県教育委員会

## はじめに

本県の公立学校の不登校児童生徒数は、近年増加傾向にあり、令和元年度以降は継続して2千人を超え、直近の令和3年度は2,784人と過去最多を更新しています。

学校に行けなくなることは、どの子供にも起こり得ることであり、登校していないというだけで問題行動であると受け取られないよう配慮しつつ、個々の児童生徒の利益を最優先に考えた支援を行うことが重要です。同時に、不登校が長期に継続することは、本人の進路や社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があるため、不登校の理由や背景に応じて、子供に寄り添った働き掛けや関わりが大切です。

そこで、長崎県教育委員会では、令和4年度に「不登校支援協議会」を設置し、県内公立学校における今後の不登校支援の在り方について検討を重ねてきました。協議会では、児童生徒への支援で「大切にしたい10の視点」が提言され、これらの視点を踏まえ、教職員一人一人が、不登校の現状や支援の基本的な考え方について理解を深め、個々の児童生徒に寄り添った支援の実践力を高めることを目的に、「長崎県不登校支援コンセプト」を作成しました。

本冊子は、「つなぐ」をキーワードに、本県の不登校の現状や支援の方向性をまとめた「基本編」と不登校の未然防止・早期支援や自立支援のための取組事例等をまとめた「実践編」の二部構成となっています。本冊子の活用を通して、教職員の皆さんが「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の目的や基本理念についての理解を深め、学校内での取組を継続しながら、公的機関や民間施設等さまざまな関係機関との連携を図ることで、学校外の取組の充実を図り、すべての不登校児童生徒が多様で適切な学びに繋がるような支援が一層推進されることを期待します。

最後になりますが、本冊子の作成にあたり、多くの指導・助言をいただいた不登校支援協議会委員の皆様、並びに編集作業にご協力いただいた関係各位に心からお礼申し上げます。

令和5年3月〇日

長崎県教育庁 児童生徒支援課長 大川 周一

## 目 次

### 不登校の現状について (P1～6)

- 1 全国と本県の状況
- 2 不登校の要因等
- 3 本県の不登校の特徴

### 不登校支援の基本的な考え方について (P7～9)

- 1 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」について
- 2 「不登校児童生徒への支援の在り方」について
- 3 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について

### これまでの県の取組について (P10～12)

### これまでの県の取組を振り返って (P13～14)

### これからの不登校支援について (P15～20)

- 1 不登校支援グランドデザイン
- 2 未然防止・早期支援
- 3 自立支援
- 4 「大切にしたい10の視点」

資料:義務教育段階における不登校児童生徒が「学校外の公的機関や民間施設等において相談・指導を受けている場合」及び「自宅で ICT 等を活用した学習活動を行った場合」における指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドライン

(P21～30)

# 不登校の現状について

## 【不登校の捉え方】

Q 文部科学省の調査における「不登校」はどのような状況のことをいうのですか？

A 不登校は「年間 30 日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるもの（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルス感染回避」によるものを除く）をいいます。

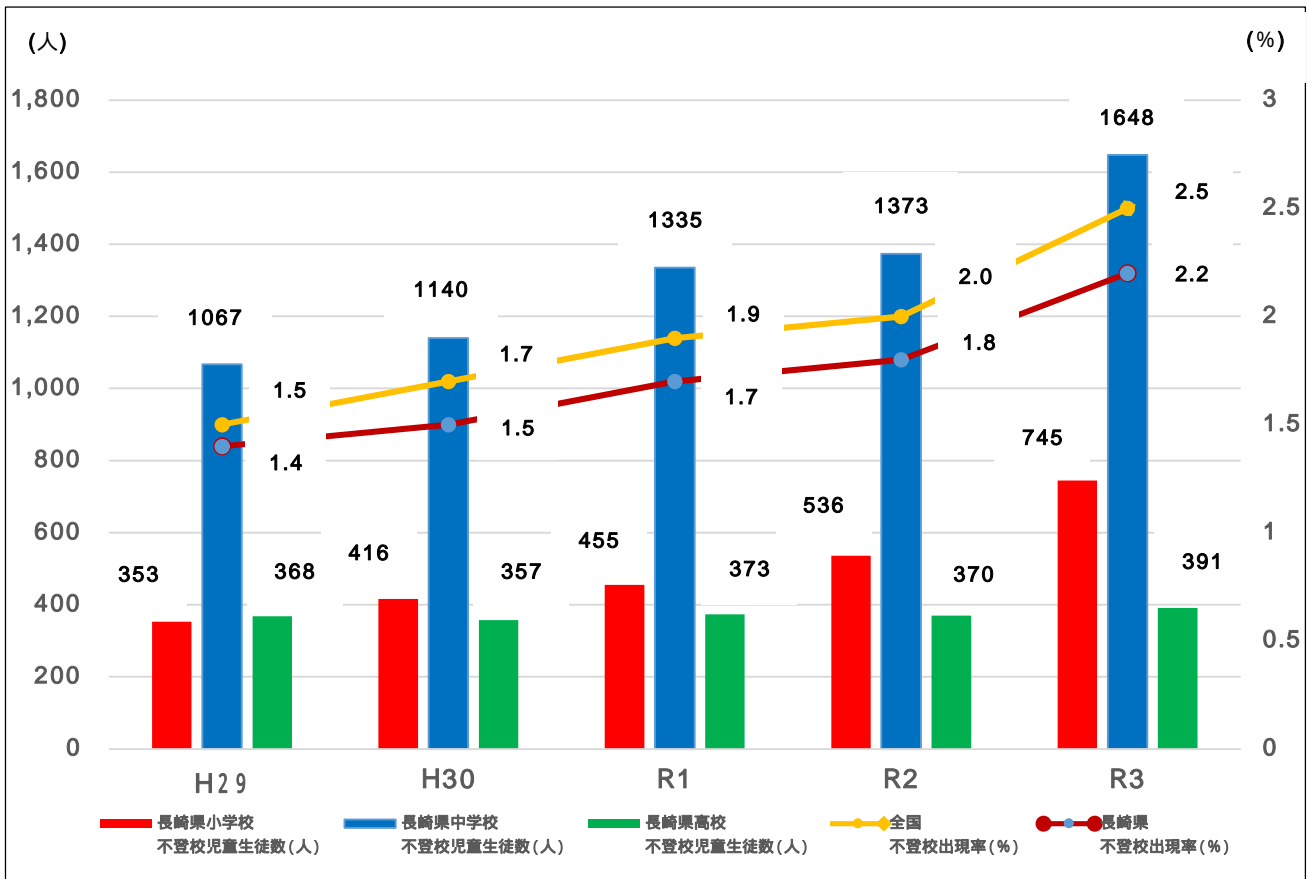
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）より抜粋

## 1 全国と本県の状況



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、国公立の学校における全国の不登校児童生徒数および在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合（以下「出現率」）は、年々増加しています。

本県をみてみますと、公立学校における不登校児童生徒数及び出現率は全国同様、増加傾向が見られ、喫緊の課題として受け止める必要があります。特に本県における過去 5 年間の小、中学校の不登校児童生徒数は、直近の令和 3 年度で最多となっています。小学校においては、5 年前に比べ、約 2 倍となっており、不登校が低年齢化していることが窺えます。一方、高校においては、不登校児童生徒数の増減は少ないものの、出現率は全国と近い数値になっており、将来の社会的自立等を含めた体制を整えていくことが大切になってきています。



## 2 不登校の要因等

### 【不登校の要因】

Q 不登校の要因として考えられるものはどのようなものですか？

A 生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられます。また、不登校の要因は様々で、複雑に絡み合っているケースが多いのが現状です。



～不登校の要因～ ( )内の数字は、学校種ごとの回答総数に対する割合(%)

	小学生		中学生	
	全国	長崎県	全国	長崎県
1	無気力・不安 (49.8%)	無気力・不安 (40.7%)	無気力・不安 (50.1%)	無気力・不安 (42.2%)
2	親子の関わり方 (13.2%)	生活リズムの乱れ、あそび、非行 (18.7%)	いじめを除く友人関係をめぐる問題 (11.5%)	生活リズムの乱れ、あそび、非行 (17.0%)
3	生活リズムの乱れ、あそび、非行 (13.2%)	親子の関わり方 (14.2%)	生活リズムの乱れ、あそび、非行 (11.2%)	いじめを除く友人関係をめぐる問題 (14.1%)

「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

本県においては、不登校の主たる要因として全校種で「無気力・不安」が最も多く、次いで、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」となっています。「生活リズムの乱れ」については、SNS やゲーム依存などによる昼夜逆転の生活がきっかけとなっている場合があります。

また、学年が上がるにつれ、不登校児童生徒の学校や社会とのつながりが希薄になっている現状もあります。小学校と中学校の節目については、生活スタイルの違い等による環境が大きく変化することも背景の一つとして考えられ、思春期特有の心の変化や学業不振、進路選択不安、集団不適應等、様々な要因が複雑に絡み合っているケースが多く見られます。

### 【不登校の要因】

Q 不登校児童生徒は「不登校になった」ことについてどのように考えているのでしょうか？



文部科学省が令和2年度小学校6年生又は中学校2年生で、令和元年度に不登校であった児童生徒に対して行った「不登校児童生徒の実態調査」からは、次のような結果が分かっています。

#### 【最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ】( 複数回答あり)

- ・「先生のこと」(小学校 30%、中学生 28%)、「身体の不調」(小学生 27%、中学生 33%)、「生活リズムの乱れ」(小学生 26%、中学生 26%)、「友達のこと」(小学生 25%、中学生 26%)など、特定のきっかけに限らず、その結果は多岐にわたるものとなっています。「先生のこと」については、児童生徒の発達段階や個々の特性に応じたコミュニケーションの工夫、傾聴等、児童生徒に寄り添った対応が求められていることを考える必要があります。

#### 【最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由】( 複数回答あり)

- ・「ある」と回答があった児童生徒のうち、「勉強が分からない」(小学生 31%、中学生 42%)との回答がもっとも高い割合であり、また、「学校に戻りやすいと思う対応」では、「個別に勉強を教えてもらえること」(小学生 11%、中学生 13%)が一定の割合を占めていることから、学習支援の重要性が分かります。

#### 【学校に行きづらいことについて相談した相手】( 複数回答あり)

- ・「家族」(小学校 53%、中学生 45%)、「先生(養護教諭、スクールカウンセラーを含む)」(小学校 28.0%、中学校 29.3%)に対し、「誰にも相談しなかった」(小学生 36%、中学生 42%)割合が比較的高く、誰かに相談することへのハードルが高いことが分かります。

#### 【相談しやすい方法】( 複数回答あり)

- ・「直接会って話す」(小学生 49%、中学生 46%)「メールや SNS」(小学生 29%、中学生 42%)といずれの手段も高い割合であり、両方を重複して選択した割合は低く、状況に応じて相談方法を選択できることが重要であることが分かります。

これらのことから、不登校の要因や背景、不登校の受け止め方が個々の状況によって多様であり、それによって支援ニーズも多岐に渡ることが分かります。また、改めて、日頃の学習指導が児童生徒に及ぼす影響が大きいことも分かります。学校は、日頃の児童生徒理解や適切な目配りはもとより、保護者等の悩みを含めた児童生徒本人とその家族の話をよく聞き、個々のニーズを把握した上で対応をしていく必要があります。



### 【長崎県の特徴】

Q 長崎県の義務教育段階における不登校の特徴は、どのようなものでしょうか。

低年齢化が進み、小学校での増加が著しく、特に小学校3年生で増加する傾向があります。

小学校6年生から中学校1年生にかけての増加数が最多となっています。

相談・指導等を受けていない児童生徒の割合は、全国に比べ低くなっています。

### 3 本県の不登校の特徴



次の表は、平成21年度から令和3年度までの不登校児童生徒数(公立学校)の推移を表したものです。

【平成21年度から令和3年度までの不登校児童生徒数(学年別)の表】(単位:人)

	小	2	3	4	5	6	小	中	2	3	中
	1						合計	1			合計
H21	14	12	29	46	51	50	202	291	449	426	1166
H22	12	18	27	41	60	62	220	249	392	458	1099
H23	5	17	19	35	62	71	209	260	365	413	1038
H24	4	7	19	23	39	64	156	200	322	340	862
H25	11	17	23	30	36	65	182	269	344	409	1022
H26	8	15	15	33	36	50	157	280	398	390	1068
H27	14	11	33	42	50	67	217	266	409	434	1109
H28	3	22	25	62	72	75	259	252	401	423	1076
H29	14	15	56	62	96	110	353	290	376	401	1067
H30	23	25	50	83	93	142	416	291	436	413	1140
R 1	17	37	60	92	116	133	455	370	486	479	1335
R 2	23	46	49	98	156	164	536	369	492	512	1373
R 3	33	59	101	124	190	238	745	519	573	556	1648

小学校について、平成21年に入学した児童の不登校数の推移をみると、1年生時の不登校児童数は14人で、6年生時には50人になっています。同じく、平成27年に入学した児童の不登校の推移をみると、1年生時は14人で同じですが、6年生時には164人になり、平成21年と比べると3倍近く増えています。

中学校について、平成21年に入学した生徒の不登校数の推移をみると、1年生時の不登校生徒数は291人で、3年生時には413人になっています。同じく平成30年に入学した生徒の不登校の推移をみると、1年生時は291人で同じですが、3年生時には512人になり、平成21年と比べると大きく増えています。

このことから、近年は以前に比べると、世の中の不登校に対する考え方が変わってきており、平成28年に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(以下、教育機会確保法)」についての趣旨が浸透してきていることも一つの背景として考えられます。

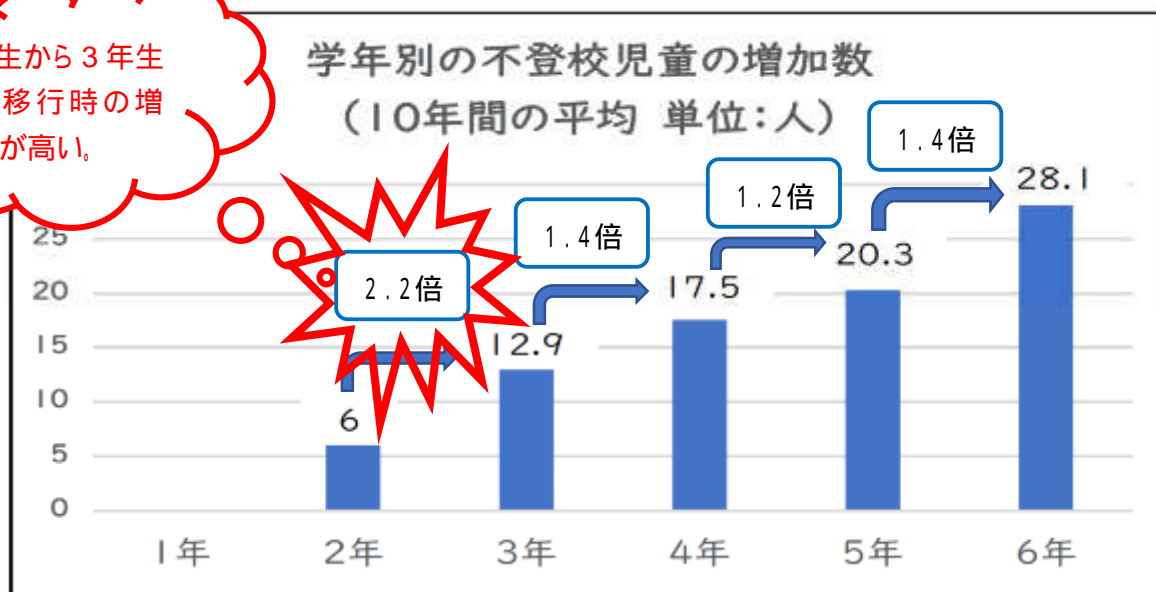
次の表とグラフは、小学校の平成18年度から平成27年度(10年間)の「小学校6年間における不登校児童数の推移」を表したものです。

【小学校6年間における不登校児童数の推移】

(単位:人)

	1年(H18)	2年(H19)	3年(H20)	4年(H21)	5年(H22)	6年(H23)
H18入学生不登校	6	18	22	46	60	71
前年度からの増減		(+12)	(+4)	(+24)	(+14)	(+11)
18年~27年 10年間	∴	∴	∴	∴	∴	∴
	1年(H27)	2年(H28)	3年(H29)	4年(H30)	5年(H31)	6年(R2)
H27入学生不登校	14	22	56	83	116	164
前年度からの増減		(+8)	(+34)	(+27)	(+33)	(+48)
不登校児童数の合計 (H18~27の10年間)	94	154	283	458	661	942
前年度からの増減の合計 ( )の合計		60	129	175	203	281
前年度からの増減の平均 ( )の10年間の平均		6	12.9	17.5	20.3	28.1

2年生から3年生  
への移行時の増  
加率が高い。



(参考:長崎県不登校調査)

小学校においては、学年が上がるにつれて不登校児童数は増加し、6年生で最多となっています。このことから、学年が上がるにつれ、不登校状態となる児童が増える様子が分かります。また、入学年度別に見た6年間の不登校児童の増加率をみると、3年生が最大になっており、小学校中学年から、思春期に向かう心と体の大きな揺れが出始め、自分とは何か、どのようになっていくのか、ということを考え始める時期に、それに伴う不安や無気力等に係る要因が表出し、学習や人間関係において、集団への不適応感が徐々に顕在化することが考えられます。そうしたことをきっかけとして学校や社会とのつながりが希薄になってしまうことを防ぐ取組が必要です。



また、不登校児童生徒への支援状況について、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和2年度、全国の小中学校(国公立)における不登校児童生徒196,127人のうち、128,833人(65.7%)が都道府県・市町村教育委員会等が設置した教育支援センター、民間団体等における指導等を受けている一方、学校内・外いずれかの機関においても相談・指導等を受けていない児童生徒は67,294人(34.3%)いることが分かっています。

本県においては、令和2年度学校内・外いずれかの機関においても相談・指導等を受けていない児童生徒について、小学校、中学校、高校それぞれにおいて約15%前後となっており、全国と比べると割合は低いですが、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、不登校児童生徒への適切な支援について、学校における組織的かつ計画的な支援体制の構築は必要不可欠だと考えられます。



今の長崎県における不登校の特徴は、以下のとおりです。

#### 【全体】

- ・主たる要因として全校種で「無気力・不安」が最も多いのは全国同様。長崎県は次いで、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」となっている。
- ・不登校になる要因は様々で、複雑に絡み合っているケースが多い。

#### 【小学校】

- ・学年が上がるにつれて不登校児童数は増加し、6年生が最多である。
- ・入学生ごとの6年間の不登校児童の増加率は3年生が最大であり、増加数は6年生が最多である。
- ・学年が上がるにつれ、不登校児童の学校復帰が難しい。
- ・高学年は、思春期となり、アイデンティティの揺れが生じる時期でもあり、学年が上がるにつれ、無気力や不安等に係る要因が表出し、学習や人間関係において集団不適應が徐々に顕在化する。

#### 【中学校】

- ・不登校生徒の増加数は、1年生が最多である。
- ・新たな人間関係や小学校と中学校の生活スタイルの違いなど環境が大きく変化すること、思春期特有の心の変化や学業不振、進路選択不安、集団不適應等が要因の一つとして考えられる。

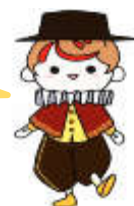
#### 【高校】

- ・不登校生徒数の大きな増減はない。
- ・3年生における不登校生徒に対しては、「今後の進路」に対する支援が必要である。

## 不登校支援の基本的な考え方について

【不登校児童生徒への支援の在り方】

Q 不登校の現状や長崎県の特徴は分かりましたが、不登校支援を推進していく上で、どんなことに気を付けていけばよいのでしょうか。



不登校支援の在り方については、次の三つの通知の内容を理解して対応していくことが大切です。一部を紹介します。

1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下、教育機会確保法）について（平成28年12月14日公布）

参考 教育機会確保法に関する基本指針（平成29年3月31日）

（1）「教育機会確保法」とは

この法律は学校と距離を置いている不登校という状態の子供たちに、一人一人にあった教育を受ける機会をきちんと確保していきましょう、そうした機会を確保するため国や自治体が生徒や親を支援しようという法律です。

第13条では、「国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様な適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ…」と書かれており、「学校を休むこと」と「学校以外での学習活動の重要性」が認められました。

このように、この法律は不登校の子供たち一人一人が安心して教育を受けられることを目指しています。

（2）基本的な考え方

この法律を推進するために文部科学大臣が定めた基本指針では、基本的な考え方として、「不登校というだけで問題行動と受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。（略）支援に際しては登校という結果のみを目標にするのではなく…（略）なお、これらの支援は不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない」と書かれています。趣旨を理解して対応していくことが求められています。



右の QR コードから全文を参照できます。



（教育機会確保法）



（教育機会確保法基本指針）

## 2 不登校児童生徒への支援の在り方について 一部抜粋

(令和元年10月25日付文部科学省通知)

### (1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

### (2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

### (3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために、適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

### (4) 家庭への視点

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等も含め、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。



右の QR コードから全文を参照できます。



(不登校児童生徒への支援の在り方について)

### 3 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（令和4年6月10日付文部科学省通知）



昨今の新型コロナウイルス感染症による人々の意識や生活様式の変化、子供たちの教育の在り方や学び方への影響、GIGA スクール構想による一人一台端末などの ICT 環境の整備など、従来とは異なる状況が教育現場等を取り巻いています。

この通知では、不登校児童生徒への支援の在り方について、優先的・重点的に実施すべき方策が整理され、個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援を実施することが必要であることが明示されています。内容の一部を紹介します。

#### 【不登校児童生徒の将来を見据えた支援の在り方】

- 不登校児童生徒への支援の目標は、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することである。その意味からも、不登校児童生徒への支援は、教育機会確保法の基本的な考え方である学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すための支援を行うことが重要である。しかし、不登校の原因は多様な要素が絡み合うことが多く、その結果、原因の特定や言語化が難しいケースも少なくない。原因を解明し、それを取り除くことだけを目指しても根本的な解決に至らないこともある。
- デジタル化の進展やアフターコロナの世界における様々な変化にも対応できるよう、生きる力を育てていくことが大切であり、学校や教職員をはじめ子供たちを取り巻く全ての大人が狭義の学校復帰に留まらず、多様な価値観や社会的自立に向け目標の幅を広げる支援が必要である。
- 全ての不登校児童生徒は自らの中に大きな可能性を秘めている。休養する中で考え抜いたことが将来の糧となる場合もあるだろうし「人に SOS を出す」ことが社会的な自立のきっかけになる可能性もある。そこに至る過程は、児童生徒によって様々であるが、子供たちの学びたい、体験したい、自分を認めて欲しいという子供の意思や主体性を尊重する姿勢を持ち続ける理解者が存在し、児童生徒が自らの意思でその後の人生選択を自信をもってできるような「安心感」を醸成していくことも大切な支援である。



右の QR コードから全文を参照できます。



(不登校に関する調査研究協力者会議報告書)



## これまでの県の取組について

Q 長崎県の不登校の現状や国の方針等は分かりましたが、これまで県教育委員会が取り組んできた「不登校支援」について教えてください。



### (1) スクールカウンセラー（以下、SC）活用事業

児童生徒の臨床心理に関して高度な専門性を有する「心の専門家」である SC を各学校、市町教育委員会に配置、派遣し、不安や悩み等を抱える子供や保護者へのカウンセリングや教職員への指導・助言などを行っています。



スクールカウンセラー（SC）とは...

公認心理師、臨床心理士、精神科医などの資格を有し、児童生徒の臨床心理に関して高度な知識・経験を有する者をいいます。

### (2) スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）活用事業

「福祉の専門家」である SSW を各市町教育委員会、県立学校に配置、派遣し、問題を抱える児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりしながら、課題解決を図っています。



スクールソーシャルワーカー（SSW）とは...

精神保健福祉士や社会福祉士などの資格を有し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する者をいいます。

### (3) 教育支援教室「ふれあい広場（県教育支援センター）」の設置

長崎県教育センター内に設置され、県内の不登校児童生徒（高校生も含む）を対象に、計画的かつ個に応じた方法で、学校復帰に向けた在籍校との連携や、将来の社会的自立に向けた適切な支援を行っています。



教育支援センター（適応指導教室）とは...

不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）により、社会的自立に向けた適切な支援を行うところです。



(4) 各種教育相談体制

子供や保護者が学校生活や日常生活の中で悩んだり困ったりしている自分自身のことや、友達や周りのことを「気軽」に相談できるよう教育相談体制を整え、必要に応じて関係機関等と連携を図りながら、早期発見、早期解決を図っています。

24時間子供SOSダイヤル(親子ホットライン)

児童生徒の悩みや痛みを受けとめ、話を聞くことによって和らげることを目的としており、夜間、休日を含む24時間、電話相談に対応しています。また、可能であれば指導・助言を行い、相談内容によって必要に応じ他の機関を紹介しています。



右のカードを配付し、悩みなどをいつでも気軽に相談できるような体制を整えています。



メール相談窓口

いじめ、不登校、友人関係、学業など子供が抱える悩みについて、気軽に相談することができるよう、県教育センターのホームページを利用したメール相談窓口を開設しています。

SNSを活用した相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」

県内公立私立の中高生を対象に、これまでの電話相談やメール相談に加えて、普及拡大しているSNS等を活用することで、より充実した教育相談体制を整備しています。LINE やインターネット等を通して、県内の中高生が悩み等を投稿し、臨床心理士など有資格者である相談員が受け、学校や関係機関と連携しながら迅速に対応しています。



(5) 生徒指導推進協議会の開催

各市町からの不登校対策における目標と具体的行動計画、並びに前年度の不登校児童生徒数、別室登校者数の報告等を通して、不登校対策における効果的な事業や取組について協議を行い、実践化を図っています。毎年2回(夏・冬)開催し、不登校の増加傾向、要因分析、ICTを活用したオンライン学習など、不登校支援について情報共有しています。

## (6) 各種研修会

各種研修会を通して、不登校支援に関わる教職員等の資質向上を図っています。

小学校生活指導主任・中・高・特別支援学校新任生徒指導主事・新任教育相談主任研修会

生活指導主任、生徒指導主事及び教育相談主任の役割や職務内容に関する講義・演習、問題行動の事例やその対応等について研修を行うことにより、生徒指導及び教育相談主担当としての資質の向上を図っています。

SC・SSW 配置校研修会及び新任 SC・SSW 研修会

SC、SSW、配置校コーディネーター及び関係市町教育委員会担当者に対し、SC 活用事業及び SSW 活用事業に係る研修の場を設定することで、学校において SC や SSW と協働した教育相談体制の構築や児童生徒の支援方法について理解を深めています。

SC・SSW 配置校コーディネーター等合同研修会

SC、SSW、配置校コーディネーター等教職員の一人一人の資質向上を図ることを目的としており、三者が合同で研修を受講することで、それぞれの立場や役割を理解し、「チーム学校」としての連携を一層強化し、悩みや不安を抱える児童生徒や保護者へより適切な支援をするための体制構築を図っています。

児童生徒の自殺予防研修会

児童生徒の自殺の未然防止を図るとともに、教育相談体制のさらなる充実に資する研修を通して、児童生徒が SOS を出せるような体制づくりについて理解を深めています。

カウンセリングリーダー養成研修会

教育相談の中核を担う教員に対して、実効性の高いカウンセリングの考え方や技法の研修を実施し、専門性を身に付けた「カウンセリングリーダー」の育成を図っています。

教育支援センター（適応指導教室）指導員等研修会

県内の教育支援センター（適応指導教室）の現状と問題点について情報交換を行い、支援の在り方について協議することにより、支援体制の一層の充実に努めています。令和3・4年度研修会では、ICT を活用したオンラインの教育相談体制のモデルについて、県教育センターを中心に情報共有、意見交換を行いました。

## (7) いじめ・不登校・発達障害等相談（県教育センター）

不登校や発達障害等、特別な配慮を必要とする子供について、相談者の必要に応じた教育相談を実施し、子供の学習や生活を支援しています。相談を申請した学校へ訪問する「学校訪問型相談」、教育相談担当者や公認心理師等が対応する「来所型相談」、長崎大学等と連携した「訪問支援」などを行っています。



これまで、学校を中心として、不登校の未然防止、早期発見の取組や早期対応・個別支援の取組を行い、学校復帰を果たせた不登校児童生徒が多かったことは、先生方が、児童生徒や保護者に寄り添って対応されてきた結果であると言えます。

一方で、何らかの理由で学校に復帰できない、学校や社会とのつながりが希薄になっている不登校児童生徒も多くいることから、本県の不登校支援の在り方を改めて再考する必要があります。

## これまでの県の取組を振り返って

Q 長崎県教育委員会として、これまでの取組についての振り返りや課題に対する解決の方向性について教えてください。



### (1) SC 活用事業及び SSW 活用事業について

SC 活用事業について、令和3年度、317校配置、402回派遣、22,379件の相談対応を行い、SSW 活用事業については、54か所配置、50回派遣を行いました。限られた予算の中、配置校、派遣回数など年々増やしており、児童生徒の悩み等に対して適切に相談できる体制づくりに努めているところですが、各学校の要望等に応えきれていない課題があります。

また、各学校における「チームとしての連携体制」など、SC 及び SSW の効果的な活用についても、今後、研修会等を通して体制づくりを整えていく必要があります。

#### 【解決の方向性】

SC 及び SSW の配置、派遣につきましては、拠点校やグループ方式の配置等、工夫しながら教育相談体制を整えています。年々、増やしている状況ですが、今後も継続して、各学校の要望に応えられるような配置方法を模索していきます。

SC 及び SSW の効果的な活用については、研修会の対象や内容を見直しながら、教職員の資質向上等を図っていきます。



### (2) 各種教育相談体制について

令和3年度における教育相談の件数は「24時間子供 SOS ダイアル」が1,266件、「スクールネット@伝えんば長崎」は100件となっています。今後、より多くの児童生徒の悩みを早期に把握し、対応するため、相談体制の周知、啓発が課題です。

また、不登校児童生徒の不安や悩み等の声を把握できるよう努めていく必要があります。

#### 【解決の方向性】

「24 時間子供 SOS ダイアル」や「スクールネット@伝えんば長崎」の教育相談体制については、節目におけるカード配布や動画紹介等を通して、引き続き、周知・啓発に努めていきます。

また、不登校児童生徒の不安や悩み等の声については、アンケート等の実施を今後検討していきたいと考えます。





### (3) 各種研修会について

これまで、教職員の相談技能習得や向上を目指した研修を行ってきましたが、より一層、不登校支援に係る理解を深めるような研修内容の見直しをしていく必要があります。



#### 【解決の方向性】

新型コロナウイルス感染症、GIGA スクール構想による一人一台タブレット端末の配布など不登校を取り巻く環境が変わってきていることから、新たな視点を設けての研修内容の見直しを図っていきます。

### (4) 教育支援センター（適応指導教室）間の連携について

現在、県内には県設置の教育支援センター（教育支援教室「ふれあい広場」）と市町が設置している14か所の教育支援センター（適応指導教室）があります。年1回の指導員等研修会で不登校支援に係る協議、情報共有を図っているものの、引き続き密な連携が必要だと考えます。



#### 【解決の方向性】

指導員等研修会の内容については、ICTを活用したオンラインの教育相談などを取り入れた研修を行いながら、新しい形態の不登校支援を模索していきたいと考えます。

### (5) 県内の不登校支援の方向性について

不登校の要因や背景、不登校である期間やその受け止め方が個々の状況によって多様で、支援ニーズも多岐に渡ってきていることから、改めて、県教育委員会としての不登校支援の方向性を示していく必要があると考えています。



#### 【解決の方向性】

令和4年度から「不登校支援協議会」を設置し、専門的知見を有する有識者から指導・助言をいただきながら、不登校支援の方向性を示していきます。また、県内の不登校の特徴である小学校3年生や中学校1年生での増加についても要因等の把握に努めていきます。

### (6) 民間施設等を含めた関係機関との連携（教育機会の確保）について

不登校児童生徒への支援において、多様な教育機会を確保していくことは大切です。これまで、学校以外で相談・指導を受けることができる民間施設等との連携など十分でなかったことが課題として挙げられます。



#### 【解決の方向性】

県内の民間施設（フリースクールなど）と積極的に情報共有、意見交換をしながら「子供中心」の発想で不登校支援を推進していきます。

## これからの不登校支援について

Q 長崎県の不登校の現状、これまでの取組の課題等を受けて、これからの不登校支援について教えてください。



### 1 不登校支援グランドデザイン

これからの不登校支援では、「個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援を実施する」ことが大切です。これまでは学校を中心として、不登校の未然防止、早期支援の取組を行ってきました。

しかしながら、学校単体で対応していくには限界があり、不登校児童生徒の教育機会の確保が難しい状況も見られます。学校内での取組は継続しながら、学校外での取組の充実を図り、すべての不登校児童生徒が多様で適切な学びができるように支援していく必要があります。

このような経緯を踏まえて、学校内での支援はもちろん、教育支援センターや民間団体・施設等の学校外の施設とも連携しながら、「児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す」不登校支援の充実を目指していかなければなりません。

そこで、これからの不登校支援のキーワードを「つなぐ」に設定し、一人一人の児童生徒が「社会」と多くの「人」との「つながり」を通して、将来の目標に向かって人生を歩んでいく、そんな姿に寄り添って私たちは子供たちと一緒に歩んでいきたいと考えています。

次のページで紹介しているのは、不登校支援のキーワードを「つなぐ」に設定した、不登校児童生徒にとって「楽しく、安全で安心できる場所づくり」を目指し、子供、保護者と信頼関係を築きながら支援していくための「グランドデザイン」になります。

令和4年度に設置した「不登校支援協議会」を中心に、「未然防止・早期支援」と「自立支援」の二つの柱で本県の不登校支援を推進していきます。



# 長崎県不登校支援ブランドデザイン

児童生徒支援課

## 概要

令和3年度、県内の不登校児童生徒数（小・中・高等学校）は2,784人で過去最高となり、小・中学校で増加傾向にある。不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものとしてとらえ、学校に再び登校させるといった結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向けた支援をしていくことが重要である。

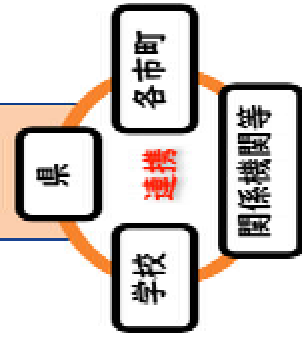
そこで、不登校児童生徒への支援の在り方について、学校関係者や有識者の参画を得て、県内の不登校状況の把握と検証を行うとともに、関係機関との連携強化を図り、より実効的な対策を講じることを目的とする。

### 未然防止・早期支援

子供にとって「楽しく、安全で安心できる場所」づくりを目指し、保護者と信頼関係を築きながら支援する方向性を定める。



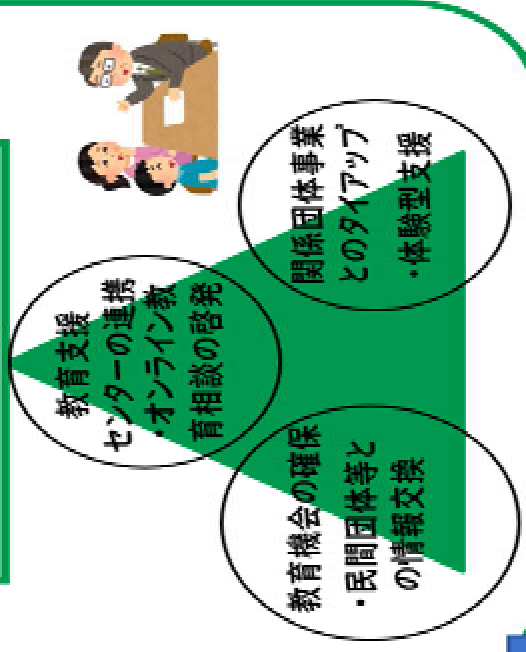
不登校  
支援協議会  
(有識者等から  
の意見、専門的  
知見、助言等)



キーワード「つなぐ」

### 自立支援

子供が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、関係機関とのつながりを明確にする。



## 2 未然防止・早期支援

全ての児童生徒が楽しく、安心して豊かな学校生活を送ることができるような学校づくりを目指すことは、様々な課題を抱える児童生徒にとって、安心して快適に過ごせる居場所があるという意味で大切です。

不登校の未然防止や早期支援に資するためには、校長のリーダーシップのもと、学校が安心感・充実感を得られるような活動の場となるよう取組を進めるとともに、不登校の要因ともなり得るいじめや暴力行為、体罰等を許さない毅然とした態度で適切な対応が行えるよう、学校全体での組織的な取組が必要です。

そこで、県における不登校の「未然防止・早期支援」に向けた取組を確認します。

### (1) 教育相談体制の充実

これまで取り組んできた「24時間子供 SOS ダイアル」、「スクールネット@伝えんば長崎」に加え、民間施設の相談窓口(チャイルドライン等)の紹介などの周知・啓発を継続しながら、子供たちが SOS を出しやすい環境づくりに努めていきます。

SC及びSSW活用事業についても、引き続き、配置・派遣の工夫を行いながら一人でも多くの児童生徒の悩みや不安に向き合っていけるような体制を整えていきます。今後、不登校の兆候がある児童生徒をより適切な支援につなげていくために、学校生活において児童生徒と接する教職員が、教育相談に対する知識・技能を学ぶとともに、SC や SSW と密な連携を図りながら、教育相談の質の向上を図っていきます。



SC、SSW、コーディネーターの三者が一堂に会した研修会を開催し、「チーム学校」が十分に機能するよう、互いの連携・強化とそれぞれの教育相談における資質向上を図ります。

### (2) 長崎県不登校支援コンセプトの作成

不登校は取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、児童生徒がよりよく生きていくことを最優先に支援を行うことができるよう、長崎県全体で不登校支援体制を構築していくための参考となるもの(長崎県不登校支援コンセプト)を作成します。

各学校において、児童生徒の実態に応じた学習形態や指導方法の工夫、個々の学びを保障する授業づくり、困ったときや不安なときにいつでも SOS を発信できる雰囲気のある学級づくり、そして児童生徒の発達段階や個々の特性に応じたコミュニケーションの方法や工夫、傾聴、児童生徒の気持ちに寄り添った対応など、学校長のリーダーシップのもと、魅力ある学校づくりを通した「未然防止」の意識を本コンセプトを通して高めていきます。



「基本編」(本冊子)では、長崎県の不登校支援の概要を紹介しています。  
「実践編」では、各学校において、実際に不登校支援を推進していくための具体例、参考資料などを紹介しています。

### 3 自立支援

不登校の背景や要因は多岐に渡り、個々の児童生徒の状況も多様になっています。例えば、学校には行けるが休みがちな子供、教室には入れず別室による指導を希望する子供、在籍校には行けずに教育支援センターによる個別指導を受けたい子供、別の学校で学習したい子供、フリースクール等の民間施設に通いたい子供、自宅において ICT を活用した学習・相談を希望する子供などがいます。

このような状況を踏まえて、不登校児童生徒の教育機会がより一層確保され、必要な指導・支援が届けられることで、学校復帰を含めた社会的自立を目指せるような体制を整えていきます。

#### (1) 教育支援センターとの連携

教育支援センター等で学習する児童生徒がオンラインで教育相談できる支援体制のモデルの開発を通して、県内における ICT を活用した不登校支援体制の充実を目指していきます。また、各種研修会を通して、指導員等の資質向上に努めていきます。

#### (2) フリースクール民間団体等との連携

県内のフリースクール民間団体等に対して、定期的な訪問、情報交換を行いながら、実態に即した不登校児童生徒への支援の在り方を模索していきます。また、県内のフリースクール民間団体等のネットワーク体制の整備や各種研修会における講師招聘など積極的な連携を図っていきます。

#### (3) 未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業（19ページ参照「令和5年度 新規事業」）

不登校児童生徒への教育機会の確保の選択肢の一つとして、長崎県にある社会資源（自然、文化、スポーツなど）を生かしながら、体験活動等を通して人や社会とつながるよさを実感し、主体的なエネルギーを高め、将来の社会的自立につなげていく取組を実施していきます。



県教育委員会としましては、教育機会確保法の趣旨及び基本指針における「不登校は取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要」という内容を念頭において、学校復帰を含めた将来の社会的自立を目指した支援策の更なる充実に努めていきたいと考えています。

不登校支援において大切なことは、「子供視点」で関わりながら、子供の「今と将来」をしっかりと見据え、保護者、学校、関係機関が「チーム」となって向き合っていくことだと考えます。

本コンセプトがその一助となることを願っています。



# 【新規】 未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業【児童生徒支援課】（R5～）

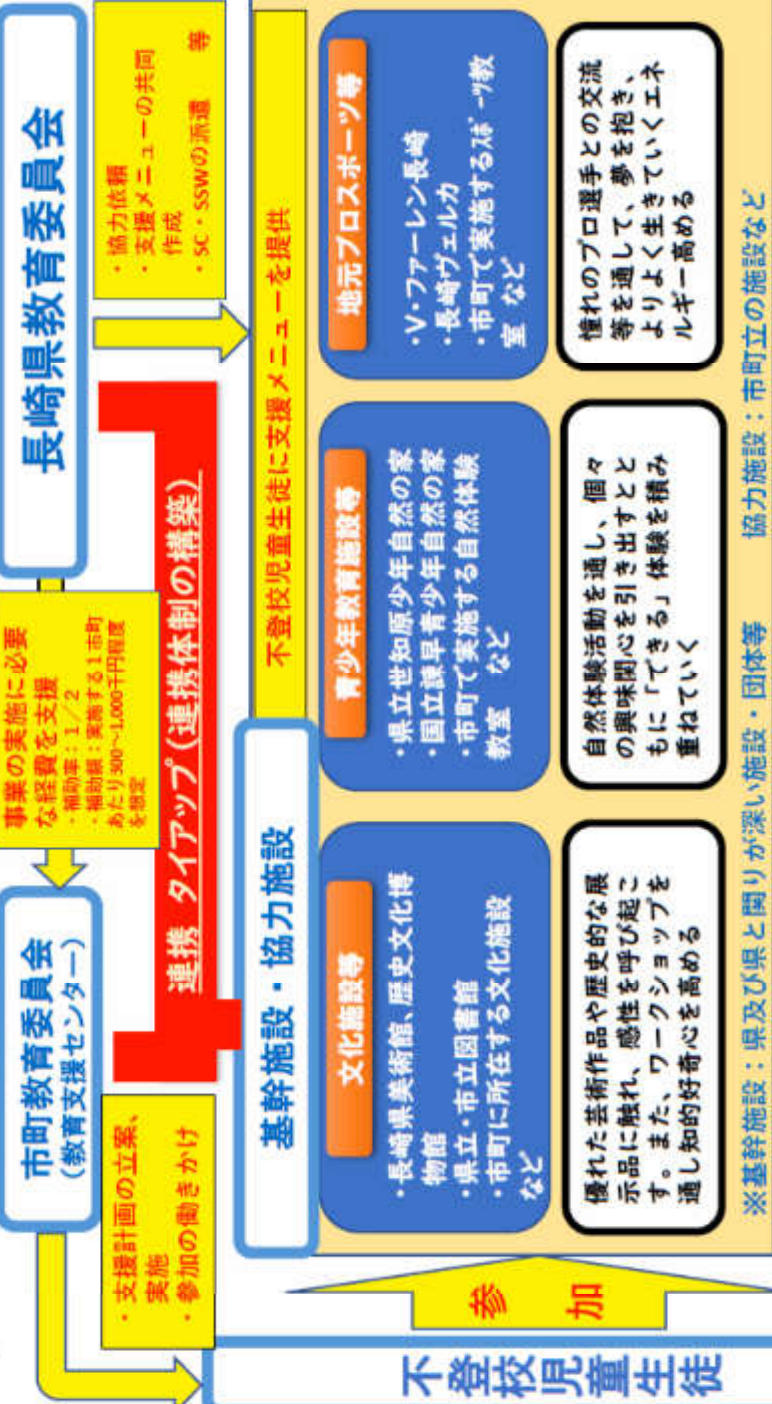
## 事業の概要

県内の不登校児童生徒が文化、スポーツ等の体験を通して人や社会とつながるよさを実感し、学校に再び登校するという結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向かう取組を実施

## 現状・課題

・令和3年度、県内の不登校児童生徒数（小・中・高等学校）は2,784人で過去最高となっている。  
 ・長期間におよぶ不登校の児童生徒も存在し、社会的自立に向けた効果的な支援が課題である。

## 事業内容



「これならできるかも・やってみよう」主体的なエネルギーを高める  
 = 「確かな一歩」のための、自己肯定感・自己有用感の醸成

※基幹施設：県及び県と関わりが深い施設・団体等  
 協力施設：市町立の施設など

#### 4 「大切にしたい10の視点」

令和4年度から、不登校児童生徒への支援の在り方について、有識者や学校関係者の参画を得て、県内の不登校状況の把握と検証を行うとともに、関係機関との連携強化を図り、より実効的な対策を講じることを目的として、「不登校支援協議会」が開かれています。

その中で、これからの不登校支援に必要な具体的視点を、次のような「大切にしたい10の視点」に整理しました。

##### 【大切にしたい10の視点】

- 視点 1: 子供自身が「自己決定」できるようなかわりが大切。
- 視点 2: 「卒業」に向けて学校、家庭が「イメージ」をもつこと。
- 視点 3: 学校・保護者が民間フリースクール等との連携に前向きになること。
- 視点 4: 「社会とのつながり」を絶やさないための適切な対応。
- 視点 5: 親の学びの場の確保。
- 視点 6: 地域人材の活用。(学校関係者だけでなく、地域住民やその他の学校を支援して下さる方々の協力を得て、多くの大人の声掛け、見守り、まなざしが必要。そのような方々が常駐できるような部屋の確保。)
- 視点 7: 多様性を受け止めた環境(居場所等)の必要性。
- 視点 8: 学校教育の専門家として、先生が学級経営や個を生かす集団づくりなどの力量を高めていくことの重要性。
- 視点 9: 自治体のリーダーシップ(予算・人材・研修)。
- 視点10: 不登校支援に特化した人員を学校に加配するなどの方策の検討。

教育機会確保法の理念の下、多様な価値観を認め、様々な選択肢を整備していくことは、将来を担う子供たちを支える社会全体の責務です。そのためには、国や教育委員会、学校や教職員も変わっていかなくてはならないし、社会の不登校に対する認識も変えていかなければなりません。

また、核家族化や共働き家庭の増加に加え、近年コロナ禍での生活不安等により、身近に子育ての悩みを相談できる相手がないといった保護者に対して、地域全体で家庭教育を支援していくことが重要になってきています。不安や悩みは、子供や保護者だけで抱え込まずに、様々な教育機関、相談機関に相談できるような体制をつくっていくことも大切だと考えます。

今後、これからの不登校支援について、これまでの施策を礎にしつつも、新たに付加すべき視点がないか継続的に検討し、優先的、重点的に実施すべき方策を整理していきたいと考えます。



【資料】

不登校児童生徒における多様な教育機会の確保は極めて重要です。  
公的機関や民間施設等における「出欠の取扱い」について、参考として紹介します。

義務教育段階における不登校児童生徒が  
「学校外の公的機関や民間施設等において相談・指導を受けている場合」  
及び  
「自宅で ICT 等を活用した学習活動を行った場合」  
における指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドライン

令和5年4月  
長崎県教育委員会

不登校児童生徒が学校外の公的機関やフリースクールや民間施設(以下、民間施設等)において  
相談・指導等を受けている場合の「指導要録上の出欠の取扱い」に関するガイドライン

はじめに

令和元年10月に文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が出され、不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があることなどが明記された。それに伴い、学校外の公的機関や民間施設等において、相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いの要件等について考え方が示された。

不登校児童生徒の中には、学校外の公的機関や民間施設等で支援を受けている者もあり、一人一人の状況に応じて、多様な教育機会を確保していくことは重要である。そこで、学校や教育委員会が、学校外の公的機関や民間施設等で相談・指導を受けている不登校児童生徒の「出席扱い」について判断する際の留意すべき点の「目安」として本ガイドラインを策定することとした。

活用にあたって

公的機関の取扱いについては、児童生徒一人一人の個別の状況が異なることから、児童生徒の状態・状況について、保護者や当該機関と学校・教育委員会が協議・確認の上、総合的に判断することになるが、教育支援センター(適応指導教室)への通級(含む個別支援)及び教育相談等については、学校長は出席扱いとすることができる。

また、このガイドラインは、個々の民間施設等についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設等において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を「目安」として示したものである。民間施設等はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設等を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。

したがって、学校や教育委員会においては、本ガイドラインを参考にしながら、地域の実態等に応じ、各施設への訪問等を通して、活動内容等を十分に把握し、施設における支援が社会的自立につながっているかなどを確実に情報共有して、総合的に判断することが求められる。

判断するための留意事項

1 実施主体について

- (1) 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識を有し、かつ社会的信望を有していること。
- (2) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- (3) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)、入寮費(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

2 相談・指導の在り方

- (1) 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- (2) 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- (3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

### 3 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- (2) 専門的なカウンセリング等を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあたっていること。
- (3) 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

### 4 施設、設備について

- (1) 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- (2) 利用施設、設備にあつては、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。
- (3) 宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

### 5 学校、教育委員会と施設との関係について

- (1) 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、施設への通所の状況や学習等の活動の様子、支援経過などの必要な事項について、学校へ定期的に情報提供が行われること。
- (2) 学校と施設が相互に、児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

### 6 家庭との関係について

- (1) 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであつても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

### 7 その他

- (1) 「指導要録上の出席扱い」とした当該児童生徒の保護者に対し、「相談・指導を行う学校外の公的機関や民間施設に通所するため鉄道又は乗合バスに乘車する場合、鉄道については実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が、乗合バスについては通学定期乗車券が発売されること。」等、通学定期乗車券の取扱い制度等を周知すること。
- (2) 学校長は、各鉄道・バス事業者の定めるところに基づき、通学定期乗車券の発売に必要な申請書の提出等必要な手続きを行うこと。

### 8 指導要録上の「出席扱い」の判断までの望ましい流れについて

#### 【望ましい流れの「例」】

- (1) 不登校児童生徒及び保護者からの申し出(学校と保護者の連携)
- (2) 当該校職員と不登校児童生徒及び保護者との協議
- (3) 不登校児童生徒及び保護者による民間施設への見学、体験入所
- (4) 当該校長の民間施設見学、教育委員会への報告(学校と民間施設の連携)
- (5) 教育委員会による民間施設訪問(施設概要、活動内容等の把握)
- (6) 学校と教育委員会が「出席扱い」について協議(学習や活動内容等)
- (7) 学校長が「出席扱い」の認定を判断

指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

「出席扱い」までの流れ

## 不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の「指導要録上の出欠の取扱い」に関するガイドライン

### はじめに

令和元年10月に文部科学省から「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が出され、不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があることなどが明記された。それに伴い、児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合において、学校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる考え方が示された。

この考え方は、不登校児童生徒の教育機会の確保、学習意欲の維持・向上等のためにも重要であることから、学校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映する判断する際の留意すべき点の「目安」として本ガイドラインを策定することとした。

### 活用にあたって

このガイドラインは、義務教育段階における不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行うとき、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、当該児童生徒が登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると当該児童生徒の学校長が判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映する際の留意すべき点を「目安」として示したものである。

### 判断するための留意事項

#### 1 出席扱いの要件等

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT 等を活用した学習活動とは以下のようなものが考えられる。

インターネットのほか、郵送や電子メール、FAX などを活用して提供される学習  
民間業者が提供する ICT 教材を活用した学習  
パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習  
教育支援センター作成の ICT 教材を活用した学習  
学校のプリント(学習ドリルやテキスト等を含む)や通信教育を活用した学習  
リアルタイムで学校から配信される「同時双方向型授業配信」や「オンデマンド型授業配信」  
の学習

- (3) 当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などについて、定期的かつ継続的に行われる訪問による「対面指導」が適切に行われていることを前提とすること。また、対面指導を行う者としては、当該校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家のほか、教育支援センターの職員等が考えられる。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。計画的な学習プログラムとは、学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画に準拠した形で月ごとや学期ごとなど、ある程度長期的な計画になっていることが望ましいと考えられる。民間業者が提供する教材を活用する場合などは、あらかじめ決められている学習プログラムを活用しても構わない。
- (5) 学校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

## 2 留意事項

- (1) この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより、不登校状態が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- (2) ICT等を活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止等、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICT等の活用について、保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- (3) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することを求めるものではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えることも考えられること。



令和 年 月 日

〇〇〇立〇〇〇〇学校長 様

保護者氏名\_\_\_\_\_

学校外民間施設等利用時の「出席扱い」申請について

私は、わが子が学校外の民間施設を利用した際に、学校の「出席扱い」としていただきたく、申請書を提出いたします。

1 児童生徒について

(ふりがな) 氏名	( )	
生年月日	平成 年 月 日	
年組 / 担任	年 組	担任氏名
住 所		
電話番号		

2 利用施設について

施 設 名	
住 所	
電 話 番 号	

令和〇年〇月〇日

(施設名) 〇〇 〇〇  
(代表者名) 〇〇 〇〇 様

〇〇教育委員会  
〇〇〇〇〇〇〇〇

学校外の民間施設等利用時の「出席扱い」に係る訪問について（依頼）

〇〇の候、貴台におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から本県の学校教育につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、文部科学省の通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月)では、不登校児童生徒が学校外の民間施設等を利用した際は、校長判断で「出席扱い」とすることができるとしています。

この度、貴施設利用者の保護者様より「出席扱い」の申請がありましたので、下記の要領で調査をさせていただきたく存じます。

つきましては、ご対応よろしくお願いたします。

記

- 1 訪問日時 令和〇年〇月〇日(〇) 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇
- 2 お尋ねする内容
  - ・ 運営母体、運営理念、施設概要等について
  - ・ 保護者、学校、教育委員会との連携について
- 3 提出していただきたい資料について
  - ・ 入会金、月額・年額納入金等が明示された保護者等への公表資料
  - ・ 面接、学習支援、相談・指導内容、日課表等が明記された文書
  - ・ 指導員、相談員の人数、資格等に関する資料
- 4 その他
  - ・ ご不明な点がございましたら担当へお問い合わせください。

担当 〇〇〇  
〇〇  
TEL ( ) -  
E-mail .....

## 学校外の民間施設等との確認事項について

このことについては、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において、相談・指導を受ける際の目安として示したものです。

<b>1 学校、家庭、及び民間施設等との関係について</b>	
	学校と保護者との間に、協力関係が保たれていること。
	不登校児童生徒及びその保護者を支援するための情報共有等について、学校と民間施設との間に、連携・協力関係が保たれていること。
	民間施設での相談・指導の経過を定期的に連絡することについて、家庭と民間施設との間に、連携・協力関係が保たれていること。
	民間施設は、当該児童生徒が利用当日にその状況について学校へ連絡するとともに、月末には相談・指導状況の記録を提出すること。
<b>2 実施主体、事業運営の在り方等について</b>	
	法人、個人を問わないが、不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とするとともに、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
	著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
<b>3 相談・指導の在り方について</b>	
	受け入れにあたって面接を行うなど、当該児童生徒のタイプや状況（ 1 ）の把握が適切に行われていること。
	我が国の義務教育制度を前提としたもので、当該児童生徒のタイプや状況に応じた適切な相談・指導が行われていること。
<b>4 相談・指導スタッフについて</b>	
	スタッフは当該児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
	専門的なカウンセリング等の方法を行うことについて、心理学や精神医学等、専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
<b>5 施設について</b>	
	当該児童生徒が安全で健康的な生活を営むための施設、設備を有していること。

- 1 「児童生徒のタイプや状況」とは、情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる児童生徒の態様のことである。

【別紙4】 学校への報告：様式例

令和〇年〇月〇日

〇〇〇立〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇 様

(施設名) 〇〇 〇〇  
(代表者名) 〇〇 〇〇

(施設名)「 」における児童生徒の出席状況について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

【出席状況】

学年：第〇学年 氏名：〇〇 〇〇				
月 日	曜日	出席状況		主な活動内容
		午前	午後	
記入例 10月14日	金	○	/	国語、算数の学習 畑のお世話 イベント準備
月 日				
月 日				

出席状況について

- ・施設を開いていない場合は斜線（/）、出席の場合は（○）、欠席の場合は（×）で表記する。

【特記事項】児童生徒の詳細様子

学習面 ○
生活面 ○
心理面 ○



## 参考資料

- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」  
(平成28年12月 文部科学省)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」  
(平成29年3月 文部科学省)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」 (令和元年10月 文部科学省)  
(別記1) 「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」  
(別記2) 「不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」  
(別紙) 「指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」  
(別添3) 「民間施設についてのガイドライン」
- 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について (令和4年6月 文部科学省)
- 「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」 (平成5年3月 文部科学省)

## 参考資料

- 「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」  
(平成21年3月 文部科学省)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」  
(平成28年12月 文部科学省)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」  
(平成29年3月 文部科学省)
- 「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について」  
(平成29年3月 文部科学省)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」  
(別記)「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」  
(別記2)「不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」  
(別紙)「指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」  
(別添3)「民間施設についてのガイドライン」  
(令和元年10月 文部科学省)
- 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について  
(令和4年6月 文部科学省)
- 「生徒指導提要」  
(令和4年12月 文部科学省)
- 「小学校学習指導要領(総則編)」  
(平成29年告示 文部科学省)
- 「PDCA×3=不登校・いじめ防止」(第 期「魅力ある学校づくり調査研究事業」平成26～27年度報告書)  
(平成29年1月 生徒指導・進路指導研究センター)
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」  
(平成31年3月 文部科学省)
- 「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」  
(平成5年3月 文部科学省)
- 「不登校と教育機会確保法～知る・広める・活用するためのQ&A～」  
(編集・発行 特定非営利活動法人 登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク)
- 「学校復帰を果たした不登校対応事例集～「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を通して～」  
(平成22年3月長崎県教育委員会)
- 「上手な登校刺激の与え方」  
(平成15年 ほんの森出版 著者 小澤 美代子)
- 「不登校～予防と支援Q&A70～」  
(平成20年 明治図書 著者 菅野 純)
- 「明日、学校へ行きたくない」  
(令和3年 角川書店 著者 茂木健一郎・信田さよ子・山崎聡一郎)

## 長崎県不登校支援コンセプト(基本編・実践編)作成 協力者

### 【令和4年度 長崎県不登校支援協議会 委員】

長崎大学教育学部	教授	内野 成美
県弁護士会	弁護士	鷲見 賢一
県医師会	常任理事	長谷川 宏(星子 浄水)
県臨床心理士会	理事	前田 和明
NPO法人フリースクールクレインハーバー	理事長	中村 尊
長崎市教育研究所	所長	山本 高靖
長崎県校長会生徒指導部会	部長	川本 哲也
長崎県校長会生徒指導部会	副部長	木下 和敏
スクールソーシャルワーカー	スーパーバイザー	木村 和子
長崎県庁子ども未来課	課長	徳永 憲達
長崎県教育センター	所長	立木 貴文
長崎県教育庁総務課	課長	桑宮 直彦
長崎県教育庁義務教育課	課長	加藤 盛彦
長崎県教育庁高校教育課	課長	田川 耕太郎
長崎県教育庁特別支援教育課	課長	分藤 賢之
長崎県教育庁生涯学習課	課長	山崎 由美
長崎県教育庁児童生徒支援課	課長	大川 周一

( 敬称略)

### 【編集リーダー】

長崎県教育庁児童生徒支援課 指導主事 野茂 大樹

## おわりに

本協議会は、長崎県教育委員会児童生徒支援課を中心として、令和4年4月より協議を進めて参りました。その際に、メンバー全員の共通認識として大切にされたことは、以下の3つでした。

- (1) 不登校は、決して、その状態自体が問題である、あるいは悪いというものではない。
- (2) しかしながら、不登校の状態になることにより、進学や就業において何らかの不利益を子供たち自身が被る場合もある。
- (3) だからこそ、学校に行くことが難しいという状態に至る子供たちの心理や背景に寄り添い、子供たちが未来を信じ、そのために今をより良く生活できるようになるための資源や支援策をまとめ、子供たちの選択肢を広げよう。

これらをもとに協議を行い、まとめられたものが本コンセプトの「基本編」20ページに記した「大切にしたい10の視点」です。

この視点をまとめる過程の中で、学校関係者だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、フリースクール、美術館や博物館、自然の家、スポーツ関係機関など様々な方々の協力を得ることができました。まさに、視点4の「つながり」であり、視点6の「地域人材の活用」です。多くの方のお力添えに感謝致します。

本コンセプトが、学校に行きづらさを抱える子供たちだけでなく、子供たちを見守る保護者のみなさま、そしてその子供たちや保護者のみなさまを支える学校の先生方にとって、ふっと肩の力を抜いたり、「これ、やってみようかな」というヒントを得たりする手掛かりになると幸いです。

令和4年度 不登校支援協議会 会長 内野 成美



長崎県不登校支援コンセプト（基本編・実践編）  
令和5年3月 初版 作成

作成元

長崎県教育庁児童生徒支援課  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号  
TEL : ( 0 9 5 ) 8 9 4 - 3 3 3 9

本コンセプトに登場するキャラクター等は「長崎っ子の心を見つめる教育週間のキャラクター」です。



(案)

## 長崎県不登校支援コンセプト

# 実践編

「子どもの心」に目と耳を傾け  
「子どもの今と未来」を  
一緒に考えよう



「ちゃいなこぼん」「なんぼんこぼん」「てんしこぼん」

令和5年3月

長崎県教育委員会



# 目次

## 不登校児童生徒への支援で「大切にしたい10の視点」(P1~3)

- 1 「学校」が大切にしたい視点
- 2 「保護者」及び「家庭」が大切にしたい視点

## 不登校の捉え方(P4~5)

- 1 不登校とは
- 2 不登校児童生徒への支援

## 不登校が生じない学校づくり~学校内で「つなぐ」~(P6~25)

- 1 「魅力ある学校づくり」
- 2 「居場所づくり」と「絆づくり」
  - (1) 「居場所づくり」について
  - (2) 「絆づくり」について
    - 【資料】カウンセリングの基本技法
    - 【資料】「解決志向アプローチ」を用いたカウンセリング
    - 【資料】構成的グループ・エンカウンター
    - 【資料】ソーシャルスキル・トレーニング
- 3 「学びの保障」について
  - 【資料】『長崎県授業改善メソッド~「できた」「分かった」の笑顔があふれる授業~』
- 4 組織的対応の必要性

## 社会的自立につなげるために~学校外と「つなぐ」~(P26~32)

- 1 児童生徒及び保護者に寄り添った支援
  - (1) 不登校児童生徒及び保護者の声
  - (2) 子どもの情報を共有する
    - 【資料】「つなぐ」フローチャート例
- 2 関係機関との連携

## 不登校に関する Q&A(P33~37)

## 不登校状態からの改善事例について(P38、39)

- 【資料】関係機関との連携「学校と関係機関との連携マニュアルから」(P40~48)
- 【資料】不登校未然防止リーフレット「すてっぷあっぷ」(P49、50)

## 不登校児童生徒への支援で「大切にしたい10の視点」

令和4年度から、不登校児童生徒への支援の在り方について、有識者や学校関係者の参画を得て、県内の不登校状況の把握と検証を行うとともに、関係機関との連携強化を図り、より実効的な対策を講じることを目的として、「不登校支援協議会」が開かれています。

そこで、委員の意見を基に「不登校支援において大切にしたい視点」について、「学校」、「保護者及び家庭」の立場から整理しましたので、校内研修や学級懇談会での保護者への情報提供などに活用されてください。

### 1 「学校」が大切にしたい視点



「自分にはできることがある」「ここでなら自分で動ける、例えばまくやれないことがあっても大丈夫、方向を変えてなんとかできる」という自己肯定感を育むことが大切です。

#### 視点1：「不登校支援の理解」

「管理職のリーダーシップによる組織的対応」及び「教職員一人一人の不登校支援における資質向上」が必要である。

#### 視点2：「未然防止」（安全・安心で楽しい「魅力ある学校づくり」） 教職員及び児童生徒が楽しい「学校」づくりが必要である。

#### 視点3：「早期支援」（「児童生徒のサインを見逃さない」） 担任による抱え込みを防ぎ、役割分担した組織的対応が必要である。

#### 視点4：「関係機関との連携」への認識 「自立支援」に向けた積極的なかわりが必要である。

～具体的な考え方～（上記視点に対応）

- 教育機会確保法やR1.10.25文部科学省通知の趣旨に照らし、「登校」という目の前の結果のみを目標とせず、児童生徒の社会的自立を目標とすることが大切であり、そのためには多様な教育機会の確保が必要となることを理解する。
- 先生からの言葉や態度は子供にとって影響力が大きいので、相手を理解して主体性を尊重し、答えは相手の中にあり、それを引き出す手伝いをするという視点での対話やコーチングについての理解と技術を教職員が学ぶ。
- 一人一人の子供が発するサインを見逃さないようにすることが必要で、そのためには担任だけではなく複数の職員が目で見つめ、情報を共有し、子供や家庭に支援・相談を進めていく。
- 多様な教育機会の確保のために、学習者用端末の活用や、教育支援センター及びフリースクール等民間団体との連携等を選択肢の一つとして考えながら対応する。





先生自身もまた、学校を子供とともに楽しく学び成長する場ととらえ、喜びや悲しみを分かち合うことが大切です。

視点5: **教職員も「楽しい」学校づくり**

教師にとっても安全か、安心できる場であるかということが重要。

視点6: **「個別最適な学び」づくり**

「集団生活を中心とした教室や授業の在り方の意識転換」が必要。

視点7: **「支持的風土」づくり**

児童生徒にとって互いを認め合う仲間づくりの場や「自己肯定感や自己有用感」が高まる機会が必要。

～具体的な考え方～（上記視点に対応）

- 学校では様々な取組をされているが、それを教師自身も好奇心を持って、楽しみながら取り組み、教師自身も「きつい」と言え、互いに支え学び合える職場環境づくりを推進する。
- 教師主導の一斉指導型授業の縮減を図り、児童生徒が課題意識をもって主体的・協働的に学習できる授業や、学習者用端末を活用しながら個人のペースで学習できる授業づくりを推進していく。

また、子供たちの興味・関心や学習の進捗状況に応じた「個別最適な学び」を実現していくことは、今後の学校教育の大きなテーマであり、集団生活を中心とした教室や授業の在り方の意識転換を求める取組である。今後、学校の中に「個別最適な学び」が広がっていくことは、学校に対する魅力を生み出していくものと考ええる。

- 一人一役。それぞれの子供にとって、自分の明確な役割があって、学級や学校に貢献している思いや、達成感を得ることができるような「帰属意識」を高め、魅力ある学校行事の復活と保護者等へ披露する機会を設定する。



不登校をめぐる状況が長期化・複雑化している中で『こうしたらうまくいく』と言えないところが難しいです。だからこそ、みんなで情報共有し、対話を重ねていくことが大切です。

## 2 「保護者」及び「家庭」が大切にしたい視点



「保護者」が気持ち的な余裕がもてるよう、保護者や家庭に関わる支援の輪を広げていくことも大切です。

### 視点 8: 「相談をする」

「学校に行けない」ことについて身近の相談しやすい人、専門的な関係機関等に相談する。

### 視点 9: 「子供中心」の見方や考え方で接する

子供が子供である時期に、「子供の話を聴き、意欲を大切にする話の聴き方」や「子供の意思決定を尊重する」などの「子供中心」の生活スタイルや言動(愛情が伝わるような伝え方)を大切にする。

### 視点 10: 「子供への関心、積極的なコミュニケーションと共感的理解」

子供たちが「あるがままの自分」を受け入れてもらえるという安全・安心な環境づくり

~具体的な考え方~ (上記視点に対応)

- 本人や家族だけで抱え込むことなく、まずは学校(SC や SSW を含む)や医療機関、その他の外部機関に相談いただき、さまざまな社会資源に頼って良いということを認識していただくとともに、複数の専門的な視点から組織的に対応していくことが大切である。  
また、心の余裕や将来への見通しを持って子供と共に過ごすため、支え合い分かち合える場としての親の会等に参加し、保護者、子供、家庭が孤立することなく、「誰かにどこかにつながっている」ことを大事にする。
- 「子供の意見や発言が保護者の意向を忖度していないか、本当に子供の本音なのか。」という視点をもつことや不登校や子供の状況、考えを「良い・悪い」と二択で捉えないなどの構えをもつ。
- 子供の意見や気持ちを否定せず、まずは受け入れるという姿勢を保つことで、自分の言うことをしっかり聞いてくれる大人が近くにいるという安心感を与える。



次ページから、不登校支援の理解に始まり、「未然防止」「早期支援」「自立支援」とつながるようなかわりを紹介していきます。

## 不登校の捉え方



学校へ行きたくない...お母さんに言ってみようかな...でも心配かけたくない。だけど、ぼくは「学校へ行きたくないんだ」。理由は自分でも分からない。学校に行かないと将来、どうなるんだろうな...不安だな...どうすればいいのかな？



学校へ行きたくない...なんて、こんなこと思うのはきっと私くらいだ。友達もいる、両親も話を聞いてくれる。だけど...学校に行きたくない。私が甘えているからこんなことを思っちゃうんだ。でも、こんなに毎日しんどくて...どうしたらいいんだろう...

「学校に行きたくない」という気持ちは、とても複雑です。なんとなく学校に行きたくなくて、でもどうして行きたくないのか説明できない、というとてもモヤモヤした感情なのです。大人は「学校に行きたくない」と聞くと、すぐに原因を探ろうとしますが、原因が説明可能なものである場合は解決策も見つけやすいですが、実は原因不明な不登校が多いのが現状です。



参考引用：「明日、学校へ行きたくない」著者 茂木健一郎・信田さよ子・山崎聡一郎 角川書店



一言で「不登校」とはいても、実際は様々な要因が複雑に絡み合っており、その捉え方は難しいのが現状です。はじめに「不登校の捉え方」から考えていきましょう。

### 1 不登校とは

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）では、不登校について、次のように定義されています。

不登校は「年間30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるもの（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルス感染回避」によるものを除く）をいいます。

また、不登校の理解については、「学習指導要領」で次のように示されています。

取り巻く環境によって、どの児童生徒にも起こり得る  
多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっている  
「問題行動」ではない

これらのことを、正しく理解して、不登校児童生徒に向き合っていく必要があります。

## 2 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒への支援については、様々な法令や通知（コンセプト「基本編」参照）に基づきながら、個々の状況に応じた支援を行うことが必要です。

不登校児童生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

不登校児童生徒への支援の際は、不登校のきっかけや継続理由、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問等も含めた継続的な把握が大切になってきます。児童や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立を目指すかかわりをしながら、状況によっては休養が必要な場合も踏まえ、学校における、個々の状況に応じた学習活動及び学校以外の多様で適切な学習活動を考えて行くことが重要です。

こうした支援を行うためには、学級担任のみならず教育相談担当教職員など他の教職員がスクールカウンセラー（以下、SC）やスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）等の専門スタッフ等と連携、分担し「チーム学校」として対応していくことが求められています。

また、必要に応じて、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者と情報共有を行いながら、継続した組織的・計画的な支援を行っていく必要があります。

Q 「不登校児童生徒や保護者」にどのように向き合っていけばよいですか。



「不登校というだけで問題行動と受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。（略）支援に際しては登校という結果のみを目標にするのではなく…（略）なお、これらの支援は不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない」

参考 教育機会確保法に関する基本指針（平成 29 年 3 月 31 日）

不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等も含め、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

参考 不登校児童生徒への支援の在り方について（令和元年10月25日付文部科学省通知）

上記のような通知等の「趣旨」を理解し、学校や関係機関も含めた地域が一体となって、不登校児童生徒及び保護者に寄り添いながら、「社会的自立を目指す」かかわりを大切にしていかなければなりません。

## 不登校が生じない学校づくり～学校内で「つなぐ」～

ここからは、不登校の「未然防止・早期支援」と「自立支援」（長期不登校児童生徒への支援）について紹介していきます。

### 1 「魅力ある学校づくり」

これからの不登校支援について考えてみたいことがあります。

「不登校の未然防止、早期支援を推進していく上で必要な取組は何か」ということです。それは、不登校状態にある児童生徒への支援を推進していくことに加え、新たな不登校を生まない、児童生徒にとって、「楽しく安全で安心な学校づくり」つまり「魅力ある学校づくり」が一つのキーワードとなります。

令和4年6月の文部科学省通知「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」における「魅力ある学校づくり」について、次のように示されています。

全ての児童生徒が楽しく、安心して豊かな学校生活を送ることができるような、魅力のある学校づくりを目指すことは、様々な課題を抱える児童生徒にとって、安心して快適に過ごせる居場所があるという意味でも非常に重要である。

そこで、「魅力ある学校づくり」のコンセプトを「居場所づくり」と「絆づくり」の2点とします。



#### 【居場所づくり】

学級や学校をどの児童生徒にとっても落ち着ける場所にしていくこと。

#### 【絆づくり】

日々の授業や行事等において、全ての児童生徒が活躍し、互いに認め合える場面を実現すること。

全ての児童生徒の  
「心の居場所」  
となる学校

そのために

教職員が、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供する。  
【安全安心な学校づくり】

全ての児童生徒の  
「絆づくりの場」  
となる学校

そのために

児童生徒が、主体的に取り組む活動を通し、自らが「絆」を感じ取り、紡いでいく。  
【場と機会の設定】



## 2 「居場所づくり」と「絆づくり」

あらゆる教育活動で「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組んでいく上で大切したいことがあります。それは、「居場所づくり」と「絆づくり」の違いを理解し、バランスよく取り組むことです。

「居場所づくり」は教職員主導で行われるもので、個々の状況を捉えながら、「安心感」や「親密感」の醸成を念頭に置きながら、個や集団に応じた居場所をつくっていきます。

「絆づくり」は、児童生徒が主体であり、教職員の役割は場と機会の設定になります。

つまり、教職員主導の「居場所づくり」だけでは、児童生徒同士の「絆」は紡がれません。絆づくりに必要なのは、自主的・主体的な体験を通して互いに認め合う体験であり、それを生み出す教職員の仕掛け(場と機会の設定)です。

そのために、意識的・計画的に「児童生徒の主体的な取組」を設定し、「居場所づくり」によってもたらされた「安全安心な環境」の下、全ての児童生徒が「絆を紡ぐ」学校づくりを目指していくことが大切です。

### (1)「居場所づくり」について

個や集団に応じた「居場所づくり」で大切になってくるのは、児童生徒の全体像(学習理解度、性格、家庭環境等)を把握し、個に応じた状況・様子を日々確認、観察していくことです。

【確認ポイントの一例】 一例ですので、各学校で参考としてご活用ください。

～ 節目において～

- ・新学期や長期休業明けに遅刻、欠席が多くないか。
- ・表情や態度に緊張や不安が継続して見られる様子がないか。
- ・生活リズム(宿題提出、忘れ物、あいさつ、返事、整理整頓など)に乱れがないか。
- ・休み時間等における友達とのコミュニケーションに変化がないか。
- ・教師への態度が変わっていないか。 ...など

～ 毎日の学校生活の中で～

- ・生活や学習において学習規律(姿勢や集中力等)に変化がないか。
- ・友達関係において他者とのかかわりが急激に変化していないか。
- ・1日中、表情が曇っていないか、気分の浮き沈みが激しくないか。
- ・家庭との連携がとりにくくなっていないか。 ...など



【居場所づくりで大切なこと】 ～担任と児童生徒との信頼関係づくり～

- ・1日の中でできる限り多くの児童生徒に声をかけ、児童生徒が話しやすい(相談しやすい)雰囲気をつくる。(「集団」として話しやすい雰囲気)
- ・児童生徒、保護者からの相談には、早期に親身になって丁寧に対応する。
- ・「いじめに対しては毅然とした態度で対応する」ことを児童生徒に伝える。
- ・児童生徒の「よいところ」や「がんばっているところ」などを機会をとらえて、積極的に児童生徒、保護者に伝える。

## (2) 「絆づくり」について

「絆づくり」において、「児童生徒の主体的な取組」と言えば、特別活動や総合的な学習の時間を連想しがちですが、行事等単発の取組で「安全安心」や「絆」が全体に定着するものではありません。定着のためには、学校生活のあらゆる教育活動の中で「居場所づくり」「絆づくり」に取り組む必要があります。

また、「居場所づくり」とともに「絆づくり」については、義務教育9年間を見通した取組が効果的であり、進級時や進学時において意識的に取り組むことで新たな不登校を抑制することにつながることも考えられます。

### 教師ができる 「育てる」カウンセリング

育てるカウンセリングは  
主に集団を対象、能動的

構成的グループ・エンカウンター、  
ソーシャルスキル・トレーニング、  
対人関係ゲーム、等

#### 学級づくり・人間関係づくりのキーワード「ふれあいづくり」

##### 【ふれあいづくりは「縦系」と「横系」を織り上げる】

縦系：教師と子供を結ぶ系（ルールづくりとともに「子供に関心をもつ」関係づくり）

横系：子供同士を結ぶ系（集団を対象とした「育てるカウンセリング」）

##### 「絆づくり」には「育てるカウンセリング」が重要

参考：2022「カウンセリングリーダー研修会」名城大学教授 曾山 和彦氏

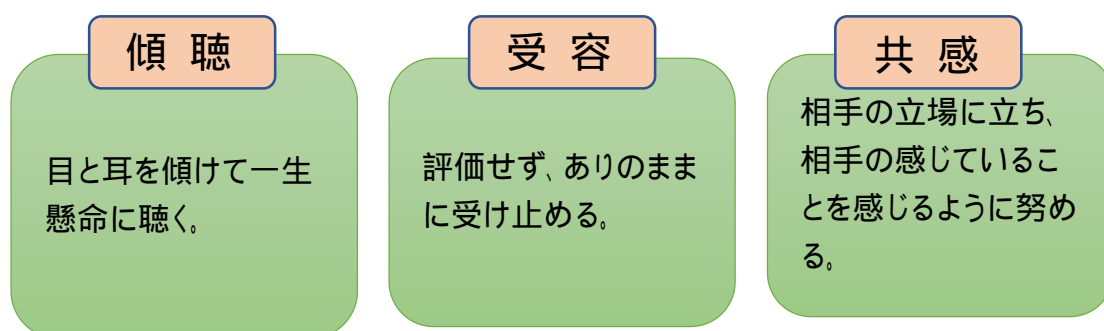
次のページから「カウンセリング」について、「カウンセリングの基本的な技法」と「解決志向アプローチを用いたカウンセリング」を、「育てるカウンセリング」について、代表的な「構成的グループ・エンカウンター」「ソーシャルスキル・トレーニング」を参考資料として紹介します。不登校の未然防止の取組の一つとして、各学校の実態に応じて取り組んでみてください。

## ～ カウンセリングの基本技法～

### 1 カウンセリングの定義

来談する人の話を一生懸命聞くことで、相談者自身が、自分の心の中にある気持ちに気づいたり、自分の考えを整理したり、自分なりの答えを見つけ、自身の成長や自立につなげることを援助する活動のことです。

### 2 カウンセリングの3つの基本姿勢



また、カウンセリングでは、言葉によるやり取りの言語的技法だけでなく、表情、視線、語調、ジェスチャー、姿勢などによる非言語的技法も大切です。

### 3 カウンセリングの5つの基本技法

カウンセリングの際の言語的技法です。相談者が話しやすい雰囲気を作り出します。

受容	相手の感情を受け入れ、非審判的・許容的な態度をとることです。もっとも単純な受容が、「うむ、うむ」「ふむ、ふむ」とうなずいたり、「なるほど」と相槌を打ったりすることです。
繰り返し	相談者の話したポイントをとらえて、そのポイントを繰り返すこと。相談者自身が、自分の状態や気持ちをとらえきれず、うまく表現できないときに、確認も兼ねて、ポイントを復唱します。
質問	質問をすることで、必要な情報を知る。質問をすることは、話し手にとって、「関心をもたれている」という安心感につながります。
明確化	相談者がまだ意識化していないことを整理して、言語化すること。相談者は自分が言わんとしたことを理解してもらえたと感じ、安心して話が続けられ、その後の自己理解も進みやすくなります。
支持	相談者の発言に対して、言語的・非言語的に「肯定」や「承認」を示すこと。受容より一歩踏み込んで承認を加えます。

基本技法を適宜組み合わせながら向き合うことで、子供も安心して先生方と話ができるようになります。

～ 「解決志向アプローチ」を用いたカウンセリング～

「解決志向アプローチ」に用いられる代表的な技法

「解決志向アプローチ」は、子供たちがもつ、「今できていること=よさ=資源」に目を向けて行うカウンセリングの技法の一つです。

例えば、子供たちを観察していると、『この点は上手くできているな。』とか、『この点はこの子がもつよさだな。』と考える場面があります。しかし、子供たちは、自分のよさに気付いていないことがあります。そこで、問題や原因を追究するのではなく、子供たちのもつよさに目を向けます。そうすることで、子供たちが目標をもつことができたり、自分を肯定的に捉えられたりします。また、子供たちのよさを伝えられることは、保護者からの信頼につながります。以下に代表的な質問例を紹介します。

1 「タイムマシクエスチョン」

未来の自分の姿をイメージさせ、ダイレクトに解決の状態を思い描かせます。未来像(なりたい自分)が描けると、何をしたらよいのかに気付くことができます。

タイムマシンに乗って、年後の自分を見に行ったとしたら、あなたは何をしていますでしょうか？



2 「例外探し」

問題の渦中でも、上手くいっている時や問題の程度が軽い時があります。そのような場合を「例外」として、解決の糸口を探り、明確にしていきます。

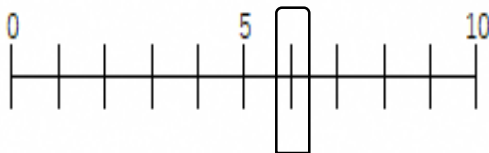
今日は時間通りに登校することができてすばらしかったね。どのような方法で時間を守ることができたのか教えてほしいな。



「例外」とは、問題に対して、すでに起こっている解決の一部分です。それを繰り返すことが大切です。

3 「スケーリングクエスチョン」

自分で最低の状態を「0」、最高の状態を「10」として、自分の今の状態を数値で表現するように求めます。具体的な数値に表すことで、現在の状況を確認することができます。また、状況がよくなるためにはどうしたらよいかを聞き、その答えの中から解決に必要な資源を探ります。



友達からの連絡という資源の発見が次の支援につながります。

今日の体調はどうか？ 最近いいことあった？



普通です。特にないです。



そうか...。私の今日のいいことはあなたの顔を見られたことだな。嬉しいよ。



...

今日の気持ちを数字で表すとどれくらいかな？ 0を最低、10を最高とすると...？



...。えっと6くらいかな。



へえ、6なんだね。どうして6だと思うの？ この前は4だったよね。



実は、昨日の晩、友達から連絡があって、今日の予定を教えてくれたんです。

## ～ 構成的グループ・エンカウンター～

### 1 構成的グループ・エンカウンター

自他発見とふれあいのある人間関係による行動変容、人間的成長をねらった集団的学習活動の手法のことです。学校現場では、グループ体験を教師が意図的に組織し(構成的)、本音の語らいによる人間関係を通して(グループ)、今まで知らなかった自分や他者に出会う(エンカウンター)ための「教育技術」と言えます。

### 2 構成的グループ・エンカウンターのねらいと実施の流れ

指導者(リーダー)によって示された課題や活動(エクササイズ)をグループで体験し、その活動をとおして気付いたり、感じたりしたことを本音で伝え合い、共有し合う(シェアリング)ことにより、

○自分には自分の世界があり、よさがある。	:	(自己理解)
○人には人の世界があり、よさがある。	:	(他者理解)
○豊かな人間関係が育まれる。	:	(リレーション)

といった自己発見や人間関係作りを促します。

以下の流れで進めていきます。

インストラクション	エクササイズのねらい、大まかな内容、やり方、ルール、留意点を説明する。
エクササイズ	参加者の思考・感情・行動を刺激して、心理的成長を促進することを意図して創られた課題を行う。
シェアリング	エクササイズを通して、自分の中に生まれた気づきや感想などを自分自身の中で振り返り、他のメンバーとも語り合い、分かち合いを行う。

特に、最後のシェアリングが、通常のゲームと違うところです。この段階によって、それまでの活動が、個々の心の育ちやお互いの心のつながりへと結びついていきます。

### 3 主な育つ力

#### 理解する力

- ・自己理解...自分自身のことをよく理解すること
- ・他者理解...仲間をかけがえのない大切な一人の人間として受け入れること

#### 適応する力

- ・自己表現...必要なことを相手の気持ちを考えて主張すること
- ・自己調整...ストレスなど自分自身の心身への負担を軽減し調整すること



【資料 構成的グループ・エンカウンター活動事例集】

教師と児童生徒、児童生徒同士の関係づくりを通して、児童生徒の教師への信頼感を育むとともに、学級への安心感、級友への親和感・信頼感を育み、学級の適応を図ることを目的とした活動を紹介します。

学級集団の状態に合った取組を行うことが大切で、例えば、年度当初、学級によってはエクササイズだけでもよい場合もあります。

また、話し合い活動の様子により、シェアリングの仕方(会話で、書く活動を通して、個人グループ全体など)を変えることも必要でしょう。

ここに挙げた活動は、数ある活動の一部ですので、使われる先生が、創意工夫したり、子供たちとともに創り上げていったりすることを通して、先生と子供たちの関係、子供たち同士の関係が深まり、楽しい学級づくりが行われることを心より願っています。

### 「教師との関係づくり」に関する活動

活動名	先生についての『Yes・Noクイズ』
進め方	<p>教師と子供との関係作りや自己開示のモデルになる活動です。          あらかじめ10問のワークシートを作成しておきます。          「先生自身の自己紹介を、クイズ形式で行います。」と説明し、ワークシートを配ります。          「しばらく時間をとりますので、プリントにある10の質問に、Yes か No で答えてください。」(まず個人で考えさせます。)          「では、座席の近い人と4人組のグループを作ってください。」(4人組ができないところは、3人組で調整します。)          「1年間、このクラスで一緒に過ごす先生のことを、クイズを通してよく知ってもらいたいと思います。自分の書いた答えをもとに、グループで話し合って Yes か No を決め、理由も書いてください。」          「単純にじゃんけんや多数決で決めず、なぜそう思うのか理由も話し合って、グループの答えを決めるようにしてください。」(ある程度時間をとります。)          すべてのグループの答えが決まったことを確認したら、教師が自分に関するクイズを1問ずつ読み上げ、Yes・No ごとに挙手させていきます。          全問終わったところで、1問ずつ正解を言いながら、教師自身面白く自己紹介をします。          グループごとの正答数を挙手で確認し、一番多かったグループに拍手を贈ります。</p>
留意事項等	<p>時間に余裕があれば、1グループにつき1つずつ、追加の質問を受け付けることを伝え、話し合わせた後、教師が回答していきます。          質問は、事実 感情 価値観に関するものへと深めていきます。          ((例) 事実:出身地 感情:短気 価値観:小さい頃、裁判官になりたかった など)          グループ内に黙っている子供がいるのに、1人の子供がどんどん答えをまとめている場合、声かけを行うなどの配慮が必要です。          追加の質問の際、意地悪な質問には「パスします。」という答えない自由もあることを知らせることも大切です。          ワークシートではなく、口頭で行いながら実施しても構いません。</p>

【資料 構成的グループ・エンカウンター活動事例集】

活動名	担任クイズ ミリオネア
進め方	<p>「今日は先生をよく知ってもらう活動をします。題して『担任クイズミリオネア』です。やり方は、先生に関する4択問題に隣同士で話し合っ、答えてもらいます。」</p> <p>「まず隣同士で相談しながら、すべての質問を解答してみてください。」</p> <p>(頃合を見て)「話し合いをやめて、注目してください。」</p> <p>「どうしても迷った問題2問は、『ライフライン』が使えます。選択肢が半分になる『フィフティフィフティ』とクラス全体に聞ける『オーディエンス』です。聞きたい番号を言ってください。」(加えて、下記のルールを説明する。)</p> <p>『フィフティフィフティ』は聞きにきたらこっそり教えます。</p> <p>『オーディエンス』は、希望が多かった1問のみクラス全体に問います。</p> <p>副担任の先生がいる場合、その先生に1問のみ聞くことができる権利を追加します。</p> <p>実施方法は次の2つが考えられます。</p> <p>:一つ一つ解説を加えながら、おもしろおかしく答えあわせをする。質問も受けつけるようにします。</p> <p>:まとまったグループから前に来させて解答する。全問正解が出たら終了し、項目ごとに少し補足説明をし、質問を受け付ける。</p> <p>「この時間を振り返って、感想を書き、振り返り用紙を記入しましょう。」</p>
留意事項 等	<p>隣同士のペアから4人組ぐらいまでの実施が効果的です。仲間づくりのきっかけになります。</p> <p>〔質問項目例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私の名前は何でしょう？</li> <li>・私は何歳でしょう？</li> <li>・私はどこに住んでいるでしょう？</li> <li>・私がした大失敗は何でしょう？</li> <li>・私の趣味は何でしょう？</li> <li>・私が健康のために今取り組んでいることは何でしょう？</li> <li>・私が最も尊敬する人物は誰でしょう？</li> <li>・私の授業にのぞむ今年の目標は何でしょう？</li> <li>・私の十年後の夢は何でしょう？</li> <li>・私の身長と体重を合わせた数は何でしょう？</li> </ul> <p style="text-align: right;">...など</p> <p>〔振り返り用紙例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明を真剣に聞けましたか？</li> <li>・集中して取り組めましたか？</li> <li>・素直に思っていることを表現できましたか？</li> <li>・自分自身を見つめたり考えたりする場面はありましたか？</li> <li>・友達の気持ちを考え、受け入れる場面はありましたか？</li> <li>・一緒に取り組んだメンバーは協力していたと感じましたか？</li> <li>・またこのような活動をやってみたいですか？</li> <li>・自由に感想を書きましょう。 など</li> </ul> <p>「学校を知るクイズ」などアレンジを変えて取り組むこともできます。</p>

【資料 構成的グループ・エンカウンター活動事例集】

活動名	ワナナ
進め方	<p>教師の面白い表情に、子供たちの目線が集中する活動です。  「先生が口を閉じたまま、ある単語をいいます。みなさんはその単語を当ててください。」  「まず練習です。」・・・「バナナ」と発音します。子供たちには「ワナナ?」と聞こえるかも・・・。(ここでは、自由に発表させて、答えに導いてください。)  「では、本番です。分かった人は先生のところに来て、答えをささやいてください。」</p>
留意事項 等	<p>耳元でささやかせる時に、小さいメガホンなどがあれば効果的です。  グループ対抗戦や朝・帰りの会での実施でも盛り上がります。  子供たちを出題者にする、口パク出題などのパターンも考えられます。</p>

活動名	実は単純!『知的クイズに挑戦!』
進め方	<p>短学活などのちょっとした時間に盛り上がる活動です。  「先生は、頭が良くなるクイズを知っています。1問出すので、考えてみてください。」  「かたつむりが15cmの棒を登って行きます。かたつむりは朝3cm登って、夜2cm降ります。さて、かたつむりは何日目に棒のてっぺん(一番上)にたどりつくでしょうか?答えが分かった人から先生のところに来てください。」  次々と先生のもとにやってきて、「15日目!」と答えるでしょう・・・  頃合を見て、答えを発表します。もしくは全員正解まで続けます。</p>
留意事項 等	<p>耳元でささやかせる時に、小さいメガホンなどがあれば効果的です。  朝の1発目に「分かった人から先生のところに行いに来てね。」と投げかけておくと、その日は、先生と子供の絆づくりの第一歩です。  答えは、「13日目の朝」です。頭の回転が速い子供ほど「<math>3 - 2 = 1</math>日1cm」を先にやってしまうので間違ってしまうようです。  御自分でおもしろいクイズを考えて実践してみてください。  最後にもう一問!「さんかくなのに、しかく、これなーに?」</p>

活動名	お名前ビンゴ
進め方	<p>子供の顔と名前を再確認することができる活動です。  子供たちは、自分の名前を紙にひらがなで書きます。  教師はかるた(国語辞典・ことわざ辞典など)を1枚引いて、読み上げます。  子供たちは、カードと同じひらがながあれば、自分の名前のひらがなに を付けます。  あと一つでビンゴの人は、「リーチ!」と叫び、起立させます。  全部 がつければ、「ビンゴ!」。教師のところに確認のため提出させます。</p>
留意事項 等	<p>4月はじめ、顔と名前がまだ一致しない時に実施すると効果的です。  提出に来た時、笑顔で一声かける関わりを大切にしてください。</p>

## 「子供同士の絆づくり」に関する活動

活動名	ナンバーコール
進め方	<p>子供たちが自分の出席番号を覚えるのに効果的な活動です。          「自分の出席番号は何番でしたか、確認してみましょう。」          「クラス全体で『ナンバーコール』というゲームをします。ルールを説明します。例えば、1番の人が『1-9』という、次は9番の人が『9-21』、次は21番の人が『21-14』と番号を言われた人が、自分の番号を言って他の番号を言い返すゲームです。」          「やり方は、パン・パン(手拍子)『1-6』、パン・パン『6-9』、パン・パン『9-17』と、みんなで手拍子をしながら間違えないように進めます。間違えたら、次はその人からスタートです。では、早速やってみましょう。」</p>
留意事項 等	<p>慣れてきたら、「1-4」、「4-1」のように繰り返すのはダメ、隣の人や自分の次の番号はダメなどのルールを追加していきます。          「100番」などの番号を決めて、教師が参加することも可能です。</p>

活動名	これからよろしく!~名刺交換~
進め方	<p>友達づくりを促進し、集団の和をつくる活動です。          グループごとに色分けした名刺カードを一人5枚程度渡し、名前と自分の好きなものなど、簡単な自己紹介を記入させます。          「やり方を説明します。用意、スタートの合図で、相手を見つけて2人組になり、自己紹介をして握手をします。その後、じゃんけんをして、勝った人は負けた人から名刺をもらいます。いろいろな色があるので、全部の色を集めるように頑張ってください。」          「では始めます。準備はいいですか。『用意、スタート!』」          「活動をやってみて、今、どんな気持ちですか。近くの人と話し合ってみましょう。」</p>
留意事項 等	<p>じゃんけんにも負けても「負けるが勝ち」です。名刺を渡すことは、相手に自分のことを知ってもらえるチャンスであることを付け加えることも必要です。</p>

活動名	ひたすら ジャンケン
進め方	<p>学級開き後やゲームを始める最初に行うとよく、たくさんの友達とかかわることのできる単純な活動です。          「今日は、『ひたすらジャンケン』というゲームをします。名前の通り、友達とひたすらジャンケンをします。」          「できるだけ、たくさんの友達とジャンケンをして勝ってください。勝った回数を数えていてください。同じ人とはしないでください。時間は、2分間です。」          「では、よーい、スタート!(2分間)」          「はい、やめてください。チャンピオンを決めます。5回勝った人?6回?…」          「チャンピオンは、　　くんです。拍手!!」</p>
留意事項 等	<p>あいこジャンケン、負けジャンケンも同様にすることもできます。</p>

【資料 構成的グループ・エンカウンター活動事例集】

活動名	バースデーチェーン
進め方	<p>ことばを使わず、ジェスチャーを使うことで和やかな関係づくりをめざす活動です。</p> <p>「皆さんが仲良くなるための活動をします。これから、1月1日から12月31日までの誕生日順に、1つの大きな輪に並びなおします。先生の右側を1月1日にいちばん近い人にします。すると先生の左側には12月31日に最も近い人がくるはずですよ。」</p> <p>「しかし、約束を1つだけ守ってください。それは一言もしゃべらないということです。身振り手振りは大歓迎です。学級で気持ちを一つにして行くと大きな輪ができると思います。この学級は何分何秒でできるかな。では、始めます。用意、スタート!」</p> <p>「並べましたか。それでは確かめてみましょう。」1月から順に誕生日を聞いていきます。間違っていたら正しい位置に誘導します。この時も無言です。</p> <p>(失敗なくできたら)「さすがだね、すごい学級だ。拍手!」</p> <p>(間違いがあった時)「これでクラスが一つになりました。拍手!」</p> <p>「今、どんな気持ちですか。感じたことを発表してください。」</p> <p>並んだ順にグループをつかって、話し合せてもいいですよ。</p>
留意事項 等	<p>1月1日からのスタートではなく、実施日からスタートする方法もあります。誕生日の書いてある身分証明書などを持ち出さないように付け加えることも必要ですよ。</p> <p>ここで並んだ順にペアやグループを作らせて、次の活動につなげていくことも可能です。</p>

活動名	友達ビンゴ
進め方	<p>ビンゴを使って友達のことを知るための活動です。</p> <p>「今日は、『友達ビンゴ』という活動をします。生活班ごとに机を寄せ合ってください。」(3×3の9マスのビンゴカードを配布する。)</p> <p>「ルールを説明します。今日のテーマは『好きな食べ物』にします。ビンゴカードに、自分の好きな食べ物を9個書いてください。簡単に好きな理由も言ってもらいますので、それも考えながらやりましょう。9個思いつかない人は、ビンゴする並べ方を工夫して書くとよいでしょう。」</p> <p>「ジャンケンをして勝った人から、時計回りに、カードに書いた好きな食べ物を言い、簡単に理由を言います。同じ食べ物を書いた人には手をあげてもらい、お互いに自分のマスに をつけます。」</p> <p>「縦横斜めの列があと一つでそろいそうになったら『リーチ』、そろったら『ビンゴ』と言います。」</p> <p>「ビンゴした人には、グループ全員で拍手をしましょう。ビンゴが出ても全員が言い終わるまでゲームを続け、3周したらゲームを終わりにします。」</p> <p>(なかなかビンゴしない場合は、様子を見て延長してもよい。)</p> <p>「では、始めましょう。」</p>
留意事項 等	<p>ビンゴのテーマは、多様に設定するとよいでしょう。</p> <p>終わったあとに、ビンゴできた人を起立させ、みんなで拍手するのもよいでしょう。</p>



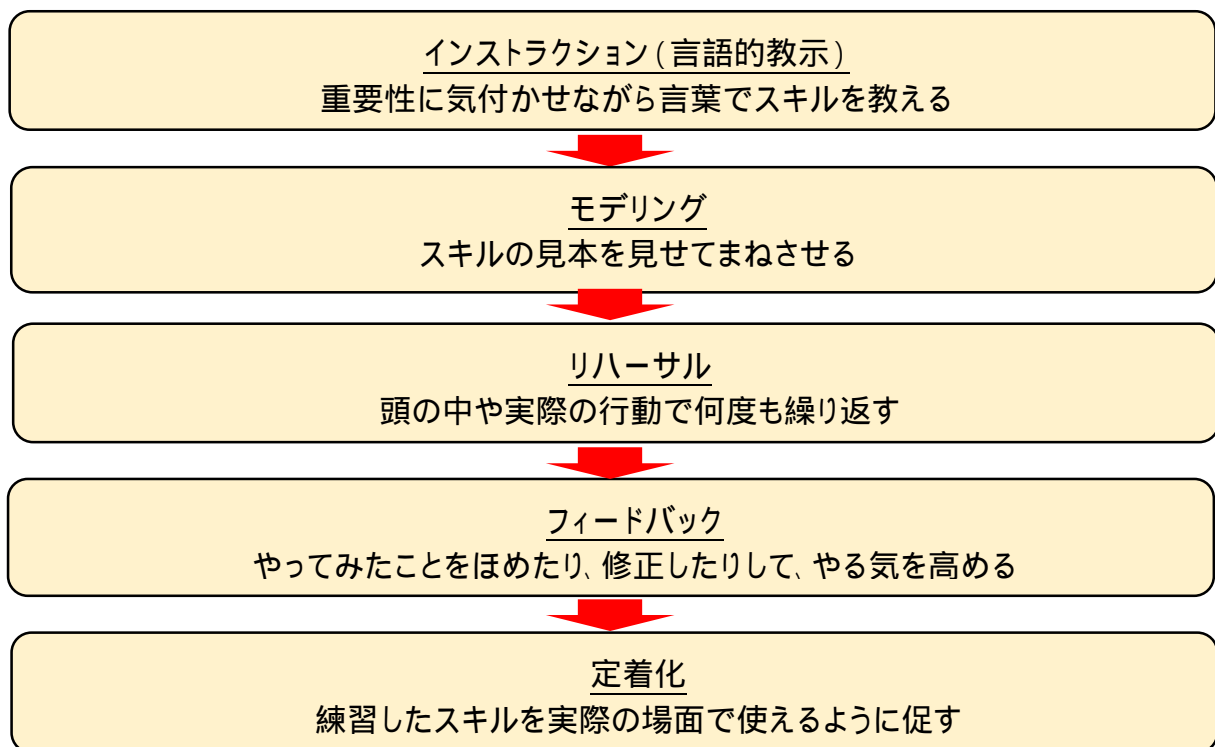
(資料 )

## ～ソーシャルスキル・トレーニング～

### 1 ソーシャルスキル・トレーニングとは

「ソーシャルスキル」とは、「人付き合いのコツ」「対人関係の技術」のことです。また「良好な人間関係を築くために、言語的・非言語的な対人行動を適切にかつ効果的に実行する能力」と定義づけられています。本来、これは成長とともに社会体験の中で身に付けていくものでしたが、社会体験の稚拙さから「ソーシャルスキル」の不足している子供たちが多く見られるようになりまし。それならば、「学びそこなったのなら、新たに学ばばいい」、「間違って覚えたのなら、学び直せばいい」という考え方がソーシャルスキル・トレーニングの基本的発想です。

### 2 基本的な流れ



指導者(リーダー)によって示された課題や活動(モデリング・リハーサル)を個人やグループで体験させ、良い点を褒め、改善点を修正しながらやる気を高めさせること(フィードバック)により、「自分がいい。みんながいい。」=「自己肯定・他者肯定」といった自他発見や人間関係作りに必要なコミュニケーションスキルを実際の場面で使えるように促します。

#### 【主な育つ力】

「自己表現」...必要なことを相手の気持ちを考えて主張すること

「自己理解」...自分自身のことをよく理解すること

「他者理解」...仲間をかけがえのない大切な一人の人間として受け入れること

(資料 )

### 3 ソーシャルスキルの種類

基本的なソーシャルスキルは下記のようなものになります。こうしたスキルを、学校、学級という集団の中で意識してみます。「このようにしたら相手も自分もいい気持ちだった」「よい結果が得られた」という実感が定着につながります。そのためにはほめたり、修正したりしてやる気を高めるフィードバックは欠かせません。ソーシャルスキルを意識したかわりを丁寧にするこゝで、個及び集団としての結びつきが強くなり、学級が居心地のよい雰囲気になっていきます。

- ・あいさつ(おはようございます、こんにちは、こんばんは、さようなら...など)
- ・自己紹介(「私は〇〇です」の活動をとおして、自分や相手のことをよく知る)
- ・仲間の誘い方(「一緒に遊ぼう」などの声掛け体験をとおして、みんなで考える)
- ・仲間に加わる(友人関係を形成するスキルを高め、まわりの気持ちも理解させる)
- ・上手に質問する(聞きたいことを明確にし、適切な態度で質問できることを目指す)
- ・気持ちに共感する(共感したことを言葉や表情等で励まし等ができるようにする)
- ・あたたかい言葉かけ(人間関係をあたたかくする言葉かけを知り、良さを味わう)  
...など(その他にもあります)

### 4 ソーシャルスキル・トレーニング活用の留意点

ソーシャルスキル教育の目的は、「楽しく人とつきあう方法を学ぶ」ことです。楽しみ方を学ぶ集団も楽しいこと、そして、それを教える教師も楽しむことがポイントで、「楽しい雰囲気」の中で行い、「教え込む雰囲気」にしないことを心がける必要があります。また、学級の人間関係が悪化している、特に援助の必要な子供がいる場合は、個別に対応し、その人間関係を修復してから、学級で実施するようにすることも留意しなければなりません。「やってみてよかった。」という体験が、「またこれと同じことをやってみよう」という気持ちを生み出すためには、振り返ってほめること(フィードバック)を丁寧に行うことが大切です。

#### 【留意点】

- 楽しい学級雰囲気で行われているか、学級の人間関係が混乱していないか。
- トレーニングに取り組む子供の意欲はどの程度あるか。
- 教えるソーシャルスキルは子供の実態に合っているか。
- 用いるモデル(良い例)は適切か。
- リハーサル(練習)は楽しめるように工夫されているか。
- 適切なフィードバックが与えられているか。 ...など

【資料 ソーシャルスキル・トレーニング活動案】

【活動展開案「挨拶の仕方」】

ねらい:挨拶をした時、された時の気持ちに気付き、「大きな声で」「相手の目を見て」などの具体的な挨拶の仕方を身に付け、自分から進んで挨拶ができるようにする。

過程	活動内容	教師の支援・援助
インストラクション	1 普段の挨拶の仕方を振り返る。 「なぜ挨拶をするのかな?」 「いつ、どこで、誰にしているのかな?」 「挨拶の言葉には、どんなものがある?」 2 今日の活動内容を知る。	話しやすい雰囲気をつくり、自由に考えを表現できるようにする。 ・気持ちがよい、仲良くするため ・友達や先生に会った時、授業、登下校中 ・おはよう、こんにちは、さようなら  挨拶は人間関係を開始し、維持していくための基本中の基本であることを伝える。
モデリング	3 ロールプレイを見て、挨拶について考える。 元気がない挨拶「おはようございます・・・」 さわやかな挨拶「おはようございます!」 「どっちの挨拶がいいかな?」 4 隣の人と練習をする。 隣の人とペアを組んで行う。 「気持ちのよい挨拶」を説明する。 「気持ちのよい挨拶」を意識して、もう一度行う。	教師がモデリングする。 望ましい方法、望ましくない方法を実演し、どちらの挨拶がいいか意見を聞く。 標語を紹介する。 「あ:明るく、い:いつでも、さ:先に(相手より)つ:次の会話へ(必要に応じて)」  「気持ちのよい挨拶」 相手を見て! にこやかな表情で! はっきりと大きな声で! 気持ちのよい挨拶をしているペアにモデルとしてやらせよう。(1~2組) (どこが良かったか全体に投げかける)
ハサ	5 「あいさつリレー」を行う。 1回目:右回り 2回目:左回り 3回目:両方から回す	「あいさつリレー」 教師も入って、全員で輪をつくる。 教師から右回りに挨拶をする。 挨拶された人は教師に挨拶を返し、反対の人に挨拶をする。(一回りで終了)
サ	6 ペアやグループになって、いろいろな挨拶の練習をする。(友人、先輩、後輩、先生に対してなど対象を変えた挨拶に取り組む。)	朝の挨拶、別れの挨拶、授業の挨拶、職員室の入室・退室、プリント類を回す時、受け取る時などの場面を設定する。
フィードバック	7 活動を振り返る。  活動を通して感じたこと、気付いたことについて話し合い、発表する。  振り返りカードに記入する。	お互いの良かったところを中心に話し合えるような場の設定。 今後の実践に結びつくような発言を大切に、積極的にほめることを心がける。 友達、先輩、後輩、教師、家族、近隣の人、お店の人など、多くの人に挨拶を実践してみるよう最後に投げかける。

【参考文献】

『社会的スキルを育てるミニエクササイズ基礎基本 30』八巻 寛治 著(明治図書、2006年)

『実践!ソーシャルスキル教育 中学校編』相川 充・佐藤正二 編(図書文化、2006年)

『ソーシャルスキル教育で子どもが変わる 小学校』小林正幸・相川 充 編(図書文化、1999年)

【資料 ソーシャルスキル・トレーニング活動案】

【活動展開案「あたたかい言葉かけ」】

ねらい:「あたたかい言葉」をかけられると気持ちがいいことに気付き、進んでつかおうとする。

過程	活動内容	教師の支援・援助
インストラクション	1 友達から届いた短い手紙(3通程度)の紹介を聞き、感想を発表する。普段の挨拶の仕方を振り返る。	あたたかい手紙と冷たい手紙を準備しておき、それぞれに対する感じ方に目を向けることができるようにする。  普段ついている言葉にも、あたたかい言葉とそうでない言葉があること、あたたかい言葉は相手をとて気持ちよくすることを確認する。
モデリング・リハ・サル	2 いくつかの場面の絵を見て、どのような言葉かけをするか発表する。  3 4人組を作り、1人が得意な跳び方で縄跳びをする。それを見ながら、他の3人は順番にあたたかい言葉をかけていく。3分程度の時間内で何回か繰り返す。最後に言葉かけをしてもらった感想を発表する。  4 縄跳びをする人を交代しながら、全員順番に言葉かけをしてもらう。	「ほめる」「励ます」「心配する」「感謝する」などの様々な場面の絵を準備し、出てきたあたたかい言葉をカードに書いていく。 (すごいね・上手だね・ドンマイ・大丈夫など)  モデリングで挙げられたあたたかい言葉のカードを提示しておき、その言葉を参考に、声掛けができるようにする。  上手に跳んでいる時、失敗した時、一生懸命している時など、状況に合わせて言葉かけができるようにする。
フィードバック	5 活動を振り返る。 4人で感想を発表しあう。  良かった点を聞き、これからの生活に生かす大切さを知る。	自分で感想を考えられない子には、次の2点を助言する。 ・あたたかい言葉でどれが嬉しかったか。 ・あたたかい言葉をつかってどう思ったか。  子供の感想や態度などの中から良かった点を紹介する。(非言語的な側面〔声や表情など〕に目を向けている感想などにも注目する)



技術・コツ・テクニックを身につけるには、「型」を習得することから始まる。ソーシャルスキルとは「人とかがわる技術・コツ」のこと。例えば、挨拶やうなずきというスキルもまずは「型」を教える。ある程度、「型」が身に付く中で、「元気な挨拶」「しっとりとした挨拶」などの違いが、その子らしい「個性」として見えてくる。

参考:2022「カウンセリングリーダー研修会」名城大学教授 曾山 和彦氏

### 3 「学びの保障」について

文部科学省が令和元年度に不登校であった児童生徒に対して行った「不登校児童生徒の実態調査」において、「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」で、「ある」と回答した児童生徒のうち、「勉強が分からない」（小学生 31%、中学生 42%）との回答がもっとも高い割合でした。また、「学校に戻りやすいと思う対応」では、「個別に勉強を教えてもらえること」（小学生 11%、中学生 13%）が一定の割合を占めていることが分かっています。

この結果から、不登校の未然防止、早期支援において、「学習支援」については重要な要素であることが分かります。毎日の学習活動はもちろん、児童生徒が学校を休んだ後の「学習の補完」等を意識して取り組んでいく必要があります。参考として「長崎県授業改善メソッド」を紹介します。

【資料 『長崎県授業改善メソッド～「できた」「分かった」の笑顔があふれる授業～』】

令和3年3月 長崎県教育委員会 TEACHING METHOD FOR IMPROVEMENT

## 長崎県授業改善メソッド

### 「できた」「分かった」の笑顔あふれる授業を求めて

仲間と力を合わせて課題を解決し、「できた」「分かった」と喜び合う子供たちの笑顔。そんな笑顔があふれる授業にしたい。

初めて教壇に立った日、私たちが抱いた願いです。

また、どれだけ経験を重ねようとも、限りなく求め続ける目標もあります。その実現に向けて、小さな工夫を重ねる授業改善こそが、学力向上対策の中核となる取組です。

このたび、県教育委員会では、授業改善に取り組む先生方の一助とするために、学校訪問や研修会等で出会った先生方の授業づくりの知恵や工夫を踏まえ、「長崎県授業改善メソッド」を作成しました。

このメソッドは、県が提案する「学力向上のための三つの提案」の授業づくりの内容を具体化する形で整理しています。

21世紀型学力向上推進事業プロジェクト

#### 長崎県読解力育成プラン

「本県の学力向上の取組は、他府県と比べて進捗がない」、また、「子供たちも、定まっているとは思えない」にも関わらず、結果が伴わないのはなぜなのか。その理由の一つとして、「学力が伸び悩む児童生徒は、そもそも問題を正しく読解できていないのではないか」、また、「教師の話を理解できていないのではないか」という、「読解力」に関する仮説が浮かび上がりました。

長崎県「学力向上のための三つの提案」

平成29年4月 長崎県教育庁総務教育部

「できた」「分かった」の笑顔があふれる授業

- 「めあて(課題)」と「まとめ」が子供に届く授業
- ねらいに即した「書く活動」を重視する授業
- 「学習規律の醸成」と「支持的風土の醸成」により安心して学べる授業

あわせて、「学力が伸び悩む子供は、問題を正しく読めていないのではないか、教師の話を理解できていないのではないか」という仮説をもとに研究を進め、それを

取りまとめた「長崎県読解力育成プラン」の内容を盛り込みました。文章や情報の意味を理解し思考する読解力は、「各教科等の学力」や「学ぶ意欲」の土台となる能力であるとともに、Society5.0の時代を切り拓く子供たちに必要な能力であり、その育成が強く求められています。

また、本メソッドは、1人1台端末により教育環境が大きく変わる中で、先生方が蓄積してきた授業実践とICTとの融合を図り、子供たちを誰一人取り残すことのない学びを実現する上でも、有効に活用いただけるものと考えています。

授業づくり・授業改善に一定の型や流れはありません。この「長崎県授業改善メソッド」をひとつの手がかりとして、すべての教科等で、先生方が子供たちの「できた」「分かった」の笑顔があふれる授業づくりに発想豊かに取り組み、本県の子供たちが未来を拓くための資質・能力を育てていただくことを期待しております。

メソッド活用のその前に

「単元（題材）や本時で身に付けさせたい力」を明確にしていますか？

授業づくりにおいては、まず、「単元（題材）や本時で身に付けさせたい力（資質・能力）」を明確にすることが重要です。

時として、「あれも教えたい」「これもさせたい」という迷いが生じることがありますが、身に付けさせたい力がはっきりしていれば、そこにたどり着くために必要な手立てを絞り込むことができます。



## 1 「めあて（課題）」と「まとめ」が子供に届く授業

授業においては、「めあて」によって学習の見通しをもち、「まとめ」によって学習内容の定着を図るという学びの在り方を、すべての子供と共有することが求められます。「めあて」と「まとめ」を確実に子供に届ける授業を積み重ねることで、子供は主体的に学ぶ力を身に付けていきます。

### 「まとめ」

本時の学習を通して、「何が分かったか」「何ができるようになったか」「何を考え、何を学んだか」などを明確にし、学習した内容の定着を図ります。



#### ポイント① 「まとめ」→「めあて」の順で授業を構想する

身に付けさせたい力や評価規準を踏まえ、「まとめ」から「めあて」の順で授業を構想しましょう。そうすることで、「めあて」と「まとめ」の整合性が高まります。

#### ポイント② 子供のことばを生かす

分かったことやできるようになったことを問いかけ、子供のことばを生かしながら教師がまとめましょう。また、子供が自分でまとめを書くことができるよう、支援していくことも大切です。

##### 【支援の例】

- ・ 文の書き出しを示して、続きを書かせる。
- ・ 本時の学習のキーワードを示す。
- ・ これまでの「まとめ」を参考にして書かせる。

#### 読解力育成のために

- 新しく学習した言葉の意味や用語の定義は、板書や文カード等を用いて確認する。
- 自他のまとめの共通点や相違点に着目させ、学級全体でまとめる。

など

### 「めあて（課題）」

身に付けさせたい力を付けるための活動や方向性、教師が目指す子供の姿などを示します。子供と「めあて」を共有し、学習の見通しをもたせることは、主体的な学びの原動力となります。



#### ポイント① 子供の問いや思い・願いを引き出す

身に付けさせたい力に迫る子供の問い（なぜ・どうして）、思い・願い（～したい）を引き出しましょう。そのためには、資料の内容や提示の方法、発問の仕方など、「めあて」につなぐための手立てや工夫が大切です。

#### ポイント② すべての子供と共有する

子供の問いや思い・願いを生かしながら、本時で何をするのか、何ができるようになればよいのかを明確にすることで、すべての子供と「めあて」を共有しましょう。

##### 【「めあて」の例】

- ・ ○○は、□□のとき、どのような気持ちになったのか考えよう。
- ・ ○○が□□によって変わるのなぜだろうか。
- ・ ○○が成り立つ理由を、□□に着目して明らかにすることができる。
- ・ ○○するために、□□を工夫して、◇◇しよう。

#### 読解力育成のために

- 子供の読解力（正確さと速さ）には、差があることを踏まえる。
- 発する言葉や提示する文章が、子供に伝わるよう工夫する。
- 指示語が示す言葉や内容は、線を引くなどして具体的に確認する。
- すべての子供がめあてを理解しているか確認し、授業のスタートラインをそろえる。

など

## 2 ねらいに即した「書く活動」を重視する授業

単元（題材）や本時の目標を踏まえ、ねらいに即した「書く活動」を設定することは、子供一人一人が思考・判断し、表現する機会を保障することにつながります。

授業では、例えば、対話的な学びとの関連を図り、「自分の考えをもつ」場面や「振り返り」の場面で、「書く活動」を位置付けることが考えられます。

### 「自分の考えをもつ」場面では…

各教科等の見方・考え方を働かせながら、解決方法や結論等について、自分なりに予想したり考えたりします。

書くことは、子供が自分の考えと、より深く対話することにつながります。



#### ポイント① 理由や根拠を明らかにして書かせる

身に付けさせたい力を踏まえ、学習したことや調べたこと、話し合ったことなどをもとに、理由や根拠を明らかにして、自分のことば（絵や図、表を含む）で書かせましょう。

#### ポイント② 文章で考えを書かせる

穴埋めや選択式ばかりではなく、文章で自分の考えを書かせましょう。そのためには、文章量の目安や具体的な書き方のモデルを示すなど、身に付けさせたい力に応じた支援を行うことが大切です。

#### ポイント③ 子供の考えや気付きを見取る

解決につながる子供の考えや気付き、つまずきを正しく見取り、個や全体に向けて思考を促したり、揺さぶりをかけたりしましょう。

#### 読解力育成のために

- 主語や述語を明確にして書かせる。
- 「～だから…である」など、根拠を明確にして表現させる。
- 文章から読み取ったことを、絵や図、表を用いて整理させる。
- 複数の資料から読み取った情報を整理し、言葉や文章で書かせる。

など

### 「振り返り」の場面では…

学習したことを振り返ったり、次の学習の見通しを立てたりします。そのことは、自らの学習を調整しながら主体的に学ぶことにつながります。

書くことを通して、子供は自身の学びや変容をあらためて自覚します。



#### 【振り返りにより、期待される子供の姿】

- ・自身の成長や変容に気付く。
- ・友達のおよびや集団で学ぶよさに気付く。
- ・新たな課題を発見する。

#### ポイント① 一人一人の「学び」を振り返らせる

単元や学習のまとまりの中で計画的に設定し、「どのように学習してきたか」について、ノートや板書の記述などをもとに、気付いたことや試行錯誤したことを、一人一人に文章で表現させましょう。

#### ポイント② 「次の学び」に目を向けさせる

次時につながる気付きや疑問を取り上げたり、学習したことと日常生活との関連を紹介したりするなど、次の学習内容や身近な事象への関心や興味が高まるよう工夫しましょう。

#### 読解力育成のために

- 主語や述語を明確にして書かせる。
- 「とても」「たくさん」「すごく」といったあいまいな表現ではなく、具体的に表現させる。
- 「はじめは」「次に」「最後には」「例えば」など、順序や接続を表す言葉を用いて表現させる。

など

【資料 『長崎県授業改善メソッド～「できた」「分かった」の笑顔があふれる授業～』】

### 3 「学習規律の徹底」と「支持的風土の醸成」により安心して学べる授業

集団で学習する際のルールやマナーである「学習規律」と、ともに尊重し合い、一人一人が存在感を実感できる「支持的風土」は、子供が落ち着いてじっくりと考えたり、安心して友達と交流したりする学習活動の基盤となります。その基盤を確立した上で、協働的に考える場面を設け、子供一人一人の深い学びを実現させることが大切です。

#### 「協働的に考える」場面では…

自他の考えを共有しながら、自分の考えを深めたり広げたりします。協働的に考える経験を重ねることで、集団としての「学びに向かう力」が育成されます。



#### ポイント① 目的を明確にする

身に付けさせたい力を踏まえ、何のために意見を交流するのか、目的を明確にしましょう。

#### ポイント② 形態や対象を工夫する

目的に応じて、形態（ペア、少人数、全体など）や対象（同じ考えの相手、異なる考えの相手など）を工夫しましょう。

#### 【意見を交流する場面の例】

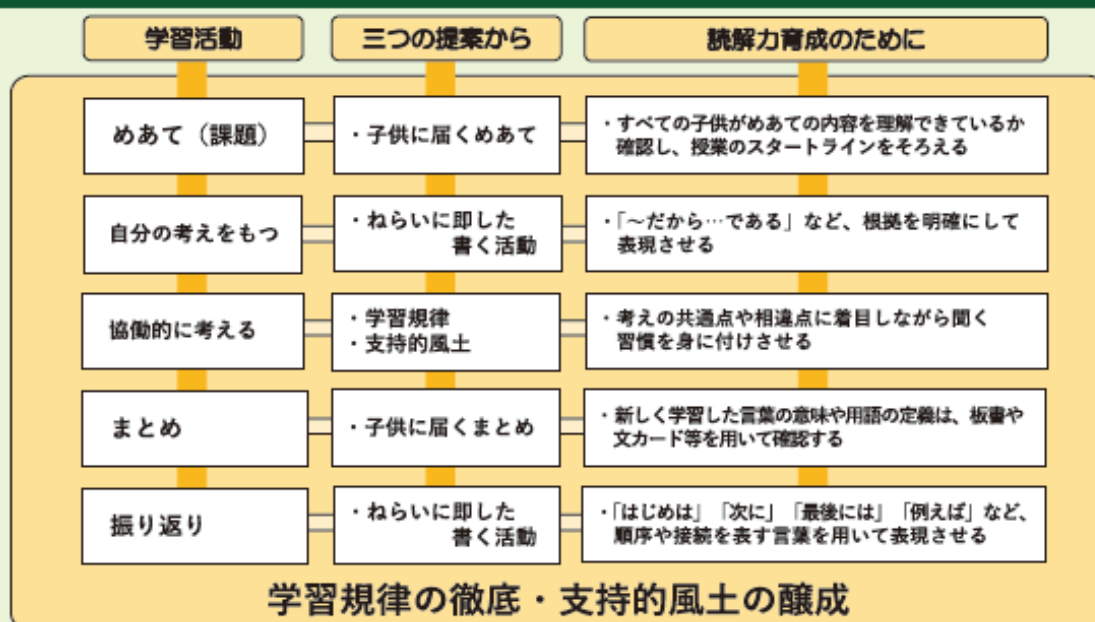
- ・解決の見通しをもつために、となりの人と話し合う。
- ・別の方法や新たな考えに気付くために、異なる考えの人と話し合う。
- ・みんなの考えを一つにまとめるために、全体で話し合う。

#### 読解力育成のために

- 自分の考えの理由や根拠を相手に正しく伝えるために、ノートや資料等を示しながら説明させる。
- 「それ」「これ」などの指示語が示す言葉や内容は、具体的に説明させる。
- 考えの共通点や相違点に着目しながら聞く習慣を身に付けさせる。

など

### 授業展開の例 ※これは一例です。子供の実態や校内研究の内容、教科等に応じて各学校で臨機し、実践していきましょう。



「長崎県授業改善メソッド」は、長崎県教育庁義務教育課・長崎県教育センター、県内21市町教育委員会、長崎大学教育学部の協議に基づき作成しました。



## 4 組織的対応の必要性

文部科学省が行った「不登校児童生徒の実態調査」において、「最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」について、「先生のこと(先生と合わなかった、先生が怖かったなど)」が小学校、中学校で約3割ときっかけの上位となっています。

### 【小学校】

- 1 **先生のこと(先生と合わなかった、先生が怖かったなど)** …29.7%
- 2 **身体の不調(学校に行こうとするとおなかが痛くなったなど)** …26.5%
- 3 **生活リズムの乱れ(朝起きられなかったなど)** …25.7%

### 【中学校】

- 1 **身体の不調(学校に行こうとするとおなかが痛くなったなど)** …32.6%
- 2 **勉強が分からない(授業がおもしろくなかったなど)** …27.6%
- 3 **先生のこと(先生と合わなかった、先生が怖かったなど)** …27.5%

この調査における「自由記述」には「先生の指導が怖かった」、「学校の先生に〇〇しなさいと言われることがプレッシャーに感じた」などの意見があり、一部の教職員等の対応により不登校となってしまった事例も報告されています。

コロナ禍の影響等により教職員の負担が増大する中、学校の先生方は児童生徒のために日々真摯に対応していただいておりますが、不登校の要因や背景は様々であり支援のニーズも多岐に渡ることから、これまでの経験等により得られた特定の指導・支援方法が適切な場合もあれば、個々の状況によっては適さない場合もあることを、学校や教職員等は常に念頭に置く必要があります。

また、教職員にとっては日常的な声掛けや指導であっても、受け止めが異なることも考えられるため、圧力とを感じる場合もあり、それが原因で不登校になってしまう可能性があることを十分認識し、児童生徒の発達段階や個々の特性に応じたコミュニケーションの方法や工夫、傾聴等、寄り添った対応が求められています。

これからは、校長のリーダーシップのもと、学校が安心感・充実感が得られるような活動の場となるよう取組を進めるとともに、不登校の要因ともなり得るいじめや暴力行為、体罰等を許さない毅然とした態度で適切な対応が行えるよう、学校全体での組織的な取組が必要不可欠です。



不登校の要因として、学校に関わるものの例です。

- ① 学校内の人間関係(教職員との関係)
  - ・誤解、叱責、差別、執拗な注意、無視、馬鹿にされた、体罰...など
- ② 学校の人間関係(友人関係)
  - ・けんか、いじめ、からかい、仲間はずれ、無視、嫉妬、部活内のいじめ、練習疲れ、試合での失敗など
- ③ 学業
  - ・授業理解困難、集中困難、授業妨害、成績不振、試験のプレッシャー、塾との勉強の落差...など
- ④ その他
  - ・転校によるなじめなさ、遊び、集団行動、過度の緊張や苦手意識、学校外での付き合い、SNS上でのトラブル...など

参考: 明治図書「不登校～予防と支援Q&A70～」菅野 純 著(2008)

## 社会的自立につなげるために～学校外と「つなぐ」～

ここからは、不登校児童生徒に対する将来の社会的自立に向けた支援について紹介していきます。

### 1 児童生徒及び保護者に寄り添った支援

#### (1) 不登校児童生徒及び保護者の声

不登校児童生徒及び保護者は、「不登校の期間」をどのように捉えているのでしょうか。文部科学省による「令和2年度不登校児童生徒の実態調査」(対象:令和元年度不登校である小学校6年生又は2年生)では、下記の結果が示されています。

#### Q 学校を休んでいる間の気持ち(安心・不安)について

【小学生】

○「ほっとした・楽な気持ち(70%)」、「自由な時間が増えて嬉しかった(66%)」、「勉強の遅れに対する不安があった(64%)」の割合が高かった。

【中学生】

○「勉強の遅れに対する不安があった(74%)」、「ほっとした・楽な気持ちだった自由な時間が増えてうれしかった(69%)」、「進路・進学に対する不安があった(69%)」が約7割で高かった。

#### Q 学校を休んでいる間の気持ち(自分がどう思われているか)について

【小学生】

○「学校の同級生などがどう思っているかが不安だった(64%)」の割合が高い。

【中学生】

○「学校の同級生などがどう思っているかが不安だった(72%)」の割合が高い

#### Q 学校に戻りやすいと思う対応について

【小学生】

○約6割が「特になし(57%)」と回答し、「友達からの声掛け(17%)」が比較的高い。

【中学生】

○「特になし(54%)」と約5割が回答し、「友達から声かけ(20%)」、「個別的に勉強を教えてもらえること(学校以外も含む)(13%)」が比較的高い。



様々な要因によって、結果として「不登校」になった児童生徒は常に悩みや不安を抱えています。休んでいる期間が「ほっとした・楽な気持ち」になり、教育機会確保法の「休養の必要性」の趣旨が浸透している一方で、「同級生への思い」「学業への不安」など、それぞれ個に応じた悩みを抱えています。不登校児童生徒に温かい言葉をかけ、見守り、勉強を教えるなど寄り添った対応が大切になってきます。



### Q 保護者から見た欠席時の子供の状況

【小学生】

○「インターネットやゲームを一日中していた(65%)」「原因がはっきりしない腹痛、頭痛、発熱などがあった(56%)」「極度に落ち込んだり悩んだりしていた(55%)」「家から出なかつたり他人と関わりを避けたりしていた(54%)」が約5割を超えて高い。

【中学生】

○「インターネットやゲームを一日中していた(68%)」「原因がはっきりしない腹痛、頭痛、発熱などがあった(64%)」「極度に落ち込んだり悩んだりしていた(64%)」「家から出なかつたり他人と関わりを避けたりしていた(58%)」が5割を超えて高い。

### Q 保護者による子供とのかかわり

【小学生】

○「子供の気持ちを理解するよう努力した(96%)」「日常会話や外出など、子供との普段の接触を増やした(86%)」「子供の進路や将来について不安が大きかった(74%)」の割合が高い。

【中学生】

○「子供の気持ちを理解するよう努力した(94%)」「日常会話や外出など、子供との普段の接触を増やした(81%)」「子供の進路や将来について不安が大きかった(78%)」の割合が高い。

不登校児童生徒と同様、保護者も様々な悩みや不安を抱えていることが分かります。休み始めてから不登校になるまでの期間に、不登校児童生徒、保護者と密に連絡をとり、困ったことがあれば何でも相談できる体制を整えておくことが大切です。



不登校の兆候は「どのような様子」が見られますか。



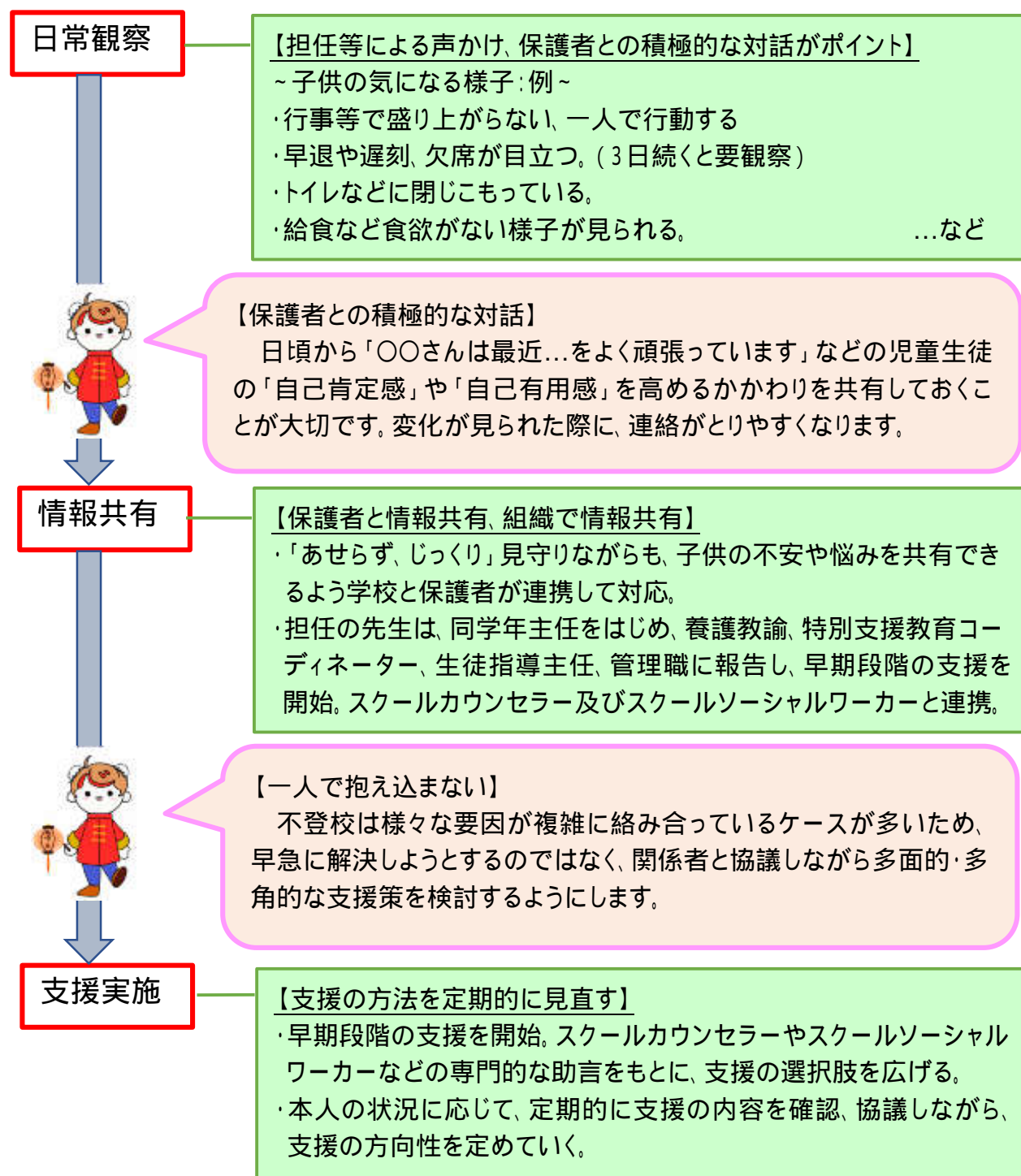
A 参考として『「上手な登校刺激の与え方」小澤 美代子 著 ほんのもり出版』で紹介されているものを掲載します。

- ・ 腹痛、頭痛、発熱など身体症状がある。
- ・ 食欲、睡眠時間などで生活の乱れがある。
- ・ 物や人にあたるなどの攻撃性がある。
- ・ 感情や行動のコントロールができない。
- ・ 気力が低下する。
- ・ 恐怖感が強く、人目を避け外出しない。
- ・ 学校の話に強い拒否感を示す

...など

## (2) 子供の情報を共有する

前述したように、不登校児童生徒及び保護者は、様々な悩みや不安を抱えています。学校においては、教職員が子供の様々な変化に気付き、家庭においては保護者が子供の様子を把握しています。心配な変化が見られた時には、保護者の協力を得ながら「子供にとって何が一番大切か」を共に考え、「情報共有」を図り、早期かつ組織的に対応していくことが求められます。以下に、主な流れを紹介します。



次のページから「初期段階」「中・長期的」に「つなぐ」フローチャートを紹介します。

「初期段階」でつなぐ

担任が児童生徒の状況を把握

欠席が続く、元気がない、遅刻が多い、配慮を要する状況が増えた...など詳細観察

- 担任等による本人や保護者との面談や家庭訪問での聞き取り
- これまでのアンケート、日記等の確認
- 養護教諭、教科担当、専科担当、部活動担当者等からの情報収集

ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

管理職、担任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当、部活動顧問  
特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

【学校の対応例】

- 担任等が、本人や保護者との面談を継続的に行い、本人の状況把握や意思確認を丁寧に行う。
- 保健室や相談室等の別室登校の受け入れ態勢を整える。
- 学校の支援についての取組を本人及び保護者へ伝える。
- 学級の状況を複数教職員で見立てる。

【関係者との連携】

- 必要に応じて、本人及び保護者の意向を踏まえながら、通級指導教室の体験等を促す。
- スクールカウンセラーが本人及び保護者の心のケアを行う。
- スクールソーシャルワーカーを活用し、他関係機関との連携を模索する。
- 特別支援コーディネーター等と情報共有し、医療機関との連携を図る。

早期対応であればあるほど効果的であり、保護者と連携しながら多様な要因に対応できます。組織的な初期対応を「チーム学校」で動くことが大切です。

「中、長期的」につなぐ

担任等が本人及び保護者の状況を認識(校長に報告)

昼夜逆転生活、衣服汚れの継続、保護者との連絡困難...解決の糸口が見つからない状況など

ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

管理職、担任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、生徒指導担当、部活動顧問  
特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

「チーム学校」としての対応が必要

管理職

スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー

教職員

養護教諭

報告・相談  
指導・助言

教育委員会

・保護者の理解や状況、指導の経過、本人の心理面の確認(SCを中心に)  
・家庭環境に関する状況、保護者の養育能力等の確認(SSWを中心に)

状況に応じて「関係機関」との連携を模索

【福祉部局との連携】

・役場等の福祉関係機関と  
情報共有、家庭への支援  
・地域での見守り体制

【医療機関との連携】

・診断、治療等に係る調整  
・学校での対応等共通理解  
・家庭、学校、病院の連携

【児童相談所・警察との連携】

・虐待に関する情報共有  
・家庭環境の調整

【子供の居場所づくりと保護者支援】

・放課後デイサービス等を含めた民間団体等との  
定期的な情報共有  
・ICT等を活用した自宅における支援体制の確立

【教育支援センター等との連携】

(フリースクール等民間施設も含む)  
・学校、家庭との定期的、継続的な情報共有  
・学習の確認も含めた教職員の定期的訪問

~大切にしたいこと~

SC、SSWとの密な連携、協力 「アセスメント」を生かした支援体制の構築  
本人、保護者との関係を「築く」 役割分担して「心の居場所」を確保する  
焦らず、じっくりかわる 「本人の主体性」を高めていく支援を心がける

## 2 関係機関との連携

不登校の児童生徒にとって、社会的自立に向けたエネルギーを充填し、自己肯定感や自己有用感を高めていくような場所や機会が必要です。一人一人の状況、背景等によって様々な選択肢があります。大切なことは、学校が中心となって、保護者や関係施設等と連携し、不登校児童生徒の状況を丁寧に把握し、適切な支援につなげていくことが大切です。



不登校児童生徒が多様な学びの機会や居場所にはどのようなものがあるか教えてください。

### 【学校における学びの機会や居場所】

○ 不登校児童生徒及び学校の状況や場所に応じた支援が必要である。

例えば...

- ・空き教室等を利用した「別室登校」、保健室、図書室登校。
- ・教室とは別の学校内の場所（相談室等）をつないだ「オンライン授業」による学習支援。
- ・通常登校とは時間をずらした登下校、放課後登校など。

### 【家庭における学びの機会】

○ 児童生徒が自宅において ICT 等を活用して、学習を受ける。

例えば...

- ・リアルタイムで学校から配信される「同時双方向型授業配信」や「オンデマンド型授業配信」の学習、学校のプリント、民間業者が提供する ICT 教材を活用した学習など。

### 【県、各市町教育委員会が設置する教育支援センター（適応指導教室）等】

○ 教育支援センター（適応指導教室）とは、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を受けられる施設。

長崎県においては県に1施設、市町に14施設が設置されており、出席扱いとなる。

### 【フリースクールなどの民間施設・民間団体等】

○ 自主的に設置・運営されていて、不登校児童生徒に対して、個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験等の体験学習、授業形式による学習活動を行っている施設。



上記のような関係施設と連携して支援していく際に、不登校児童生徒が自宅における ICT 等を活用した学習活動を行った場合、また教育支援センター、フリースクール等へ通っている場合に、一定の要件を満たせば、学校長が指導要録上の出席扱いとすることができます。学校、教育委員会、保護者、関係機関等が情報共有できる体制を構築することが大切です。



県内における「教育支援センター(適応指導教室)」(令和4年12月現在)

	教育支援センター(適応指導教室)名	電話番号
1	長崎市適応指導教室「ひかり」	095-825-2932
2	佐世保市青少年教育センター学校適応指導教室「あすなる教室」	0956-22-0781
3	島原市適応指導教室「ひまわり教室」	0957-64-7098
4	諫早市少年センター諫早市学校適応指導教室「ふれあい学級」	0957-22-2551
5	大村市学校適応指導教室「あおば教室」	0957-54-2100
6	平戸市適応指導教室「のぞみ」	0950-22-9252
7	松浦市適応指導教室「ステップ」	0956-72-1112
8	対馬市教育支援センター「みちしるべ」	080-1720-2382
9	壱岐市適応指導教室「太陽」	0920-40-0164
10	五島市適応指導教室「たけのこ」	0959-74-3383
11	西海市適応指導教室「とまと教室」	0959-37-0148
12	南島原市適応指導教室「つばさ」	0957-72-2210
13	長与町学校適応指導教室「いぶき」	090-3324-3131
14	時津町教育支援センター「ひだまり」	080-3520-1532
15	長崎県教育センター教育支援教室「ふれあい広場」	0957-52-9241

( 電話番号は「担当者」につながる番号となっています )

他にも...

「長崎県子ども・若者総合センター(ゆめおす)」  
電話番号:095-824-6325

などがあります。

不登校に関する悩みや相談については、状況等に応じて様々な相談窓口があります。

長崎県ひきこもり地域支援センターが平成29年に発行している「つながらんば 不登校ひきこもり社会資源ガイドブック(ダイジェスト版)」を紹介しますので、連携の際にご活用ください。

この「QRコード」からガイドブックを見ることができます。



## 不登校に関する Q&A

ここからは、不登校支援にかかる疑問等を Q&A 方式で紹介していきます。

Q 「不登校」の兆候を見逃さないためには、どのようなことに気を付ければよいでしょうか。



A. 子供の様子は、周りの環境、気分や状態によって日々変わるものです。兆候を見つけることは難しいかもしれませんが、「今までと違う変化が顕著に現れたり、続いたりする場合」は、一人一人の表情や声の大きさ、授業中、休み時間の友人とのコミュニケーションなど観察や見守りを心がけましょう。

また、日ごろから子供たちとふれ合いを大切にしながら信頼関係を築き「相談しやすい雰囲気」をつくっておくとともに、担任一人で抱え込まず、同学年や養護教諭等への相談、保護者との積極的な情報共有をすることも大切になってきます。

Q 「不登校傾向」が見られた際に、どのようなことに気を付ければよいでしょうか。



A. はじめに、児童生徒に寄り添い、本人の意思を尊重しながら温かいコミュニケーションを図ることが大切になってきます。同時に、保護者との連絡を密にしたり、学校の組織として早期に対応したりしながら情報収集することが必要です。状況によっては、SC や SSW につなぎ、適切なアセスメントを行い、専門的観点からの支援も検討していきます。

Q 不登校児童生徒への関わりで大切なことはどのようなことでしょうか。



A. 不登校児童生徒一人一人の状況は家庭環境も含めて様々です。だからこそ、個々の状況に応じて「本人の意思を尊重すること」や「気にかけていることを伝え続けること」などが考えられます。適度な家庭訪問や手紙など、本人や保護者が必要としている支援の形を把握して、あせらず、じっくりと関わり続けていくことが大切だ考えます。

Q 地域で行われている「不登校支援」に関する活動があれば教えてください。



### 1 長崎県立佐世保青少年の天地での活動

自然体験や環境問題への関心を持たせ、児童生徒間の親睦を図り、意欲を引き出すことをねらいとして、平成26年度から、佐世保市の「あすなる教室」に参加している児童生徒を対象に、「あすなる天地教室」を年に2回開催しています。参加費は無料です。「あすなる教室」にもなかなか参加できない児童生徒や県内全域の不登校傾向の児童生徒も、気軽に来所してもらい基礎学習や体験学習ができる体制を整えています。

### 2 長崎県立世知原少年自然の家での活動

自然体験活動等を通じて、基本的な習慣を見直すきっかけとすることをねらいとして、佐世保市青少年教育センター協力のもと、「あすなるキャンプ」を行っています。不登校傾向や、SNS・ゲームに夢中で生活習慣が乱れがちな、小学5、6年生および中学生が対象で、活動に応じた参加費が必要です。これまでに、シーカヤック体験、火おこし体験、バーベキュー、沢のぼりなどの体験活動や、メディアに関する講話などを行いました。参加者からは「普段はできない野外での活動で、疲れたけどとても楽しかった。」「みんなとたくさんお話しできて仲良くなれて嬉しかった。」「とてもいい思い出ができた。」などの感想が聞かれました。

また、あすなるキャンプ以外にも、不登校傾向やゲーム依存傾向の児童生徒の支援策として、様々なキャンプを計画しています。

### 3 地域学校協働活動における不登校支援

地域子供教室で行われている活動に参加したり、不登校支援に地域の協力を得たりすることで、担任の先生や学校だけでなく、地域全体で子供を見守ります。

### 4 「ながさきまなびネット」

「ながさきまなびネット」では「生涯学習講座」や「体験活動」が検索できます。また、県内の教育施設（運動施設や自然に親しむことのできる施設など）を市町別に検索できますし、オンラインで配信されている講座情報等も掲載しています。不登校やその傾向がある児童生徒の皆さんが、興味ある講座や活動を見つけることができます。

その他にも地域行事等への参加等を通して、他者とコミュニケーションを図り、自己肯定感等を高めながら、主体的なエネルギーを高めていくこともできます。

Q 配慮が必要な児童生徒への対応のポイントを教えてください。



## 1 ユニバーサルデザインの視点

全ての児童生徒が「いきいきと学校生活が送れる」「もっている力を発揮できる」「授業がわかる」ことを目指した取組です。キーワードとして「シンプル(焦点化)」「ビジュアル(可視化)」「シェア(共有化)」などがあります。

### (1) 集団への支援(ソフト面)

分かりやすい指示・・・1回の指示には、1つの指示  
抽象的ではなく、具体的な指示

子供への接し方・・・肯定的な関わり方

ICTを活用した視覚的な提示

### (2) 集団への支援(ハード面)

教室環境・・・前面の掲示物の整理

ルールづくり・・・明確なルールづくりと掲示

視覚支援・・・配色等に配慮した提示

### (3) 個別の支援(合理的配慮)

話を聞き取りやすい座席の配慮

行間を広くしたり、フォントサイズを統一した学習プリント

ICT 機器を使った入力補助...など

## 2 特別な教育的ニーズの視点

発達障害を含む様々な障害のある児童生徒への対応については、状態像からだけの指導だけでなく、背景要因を考慮した対応が必要です。



状態像だけでなく、背景要因も考えることで、児童生徒に対する支援方法が増えます。また、支援後の効果を評価することで、新たな背景要因が明らかになり、より効果的な支援方法にブラッシュアップしたりできます。



Q 不登校の状態把握やかかわり方について教えてください。



### 1 不登校初期

学校や家庭の中で不適応を起こし、日常生活を送ることが苦しくなり始めている段階など

#### 【主な状態像(子供に見られる姿)】

腹痛・頭痛・発熱など身体症状がある  
食欲・睡眠時間などで生活の乱れがある  
物や人に当たるなどの攻撃性がある  
感情や行動のコントロールができない  
気力が低下する  
恐怖感が強く、人目を避け外出しない  
学校の問題に激しく拒否感を示す

#### 【上記の状態を回復させるかかわり】

つらさに共感し、薬や保温の世話をする  
食事の工夫や眠りやすいように配慮する  
干渉を控えるなど心理的な刺激を減らす  
本人に対して非難・強制をしない  
迎え・訪問・電話などは、本人が嫌がる場合は控える  
親は本人を守る姿勢を示す

### 2 不登校中期

精神的に安定し、不登校状態のままでも日常生活が回復している段階など

#### 【主な状態像(子供に見られる姿)】

気持ちが外に向き、活動の意欲が出る  
趣味や遊びに関心を持つ  
気持ちを言葉で表現する  
きっかけになった出来事に触れても感情の混乱がない  
同じことの繰り返しがなくなり膠着状態から脱する  
手伝いや家族への気遣いをする  
部屋の掃除や髪のカットなど整理・区切りをする  
気の置けない友人に会う  
子どもの状態に配慮する先生となら会える  
教育支援センター等に通い始める





### 【不登校中期の状態を回復させるかかわり】

子供の言動に期待しすぎず、ゆとりを持って見守る  
関心を持って一緒に活動する  
きっかけになった事が語られたときは、じっくり聴く  
僅かなことでも認め、ほめる  
進路や学習の情報を上手に提供する  
状況打開の見通しと希望を上手に与える  
担任や友人から接触がある  
支援員、相談員等が学校と連携をとる  
教育支援センター、フリースクール等民間施設など多様な教育機会につなぐ

## 2 不登校後期

活動エネルギーが高まり、直面している課題等について考えている段階など

### 【主な状態像(子供に見られる姿)】

自分を肯定する言葉が出てくる  
進学や就職の話をするときに笑顔が現れる  
アルバイトや学習を始める  
担任や級友など学校関係者に会う  
登校や進学・就職に向けて動き出す  
不登校のことを振り返る

### 【不登校後期の状態を回復させるかかわり】

本人のすることに信頼感を持つ  
進路・学習・就職などの情報を具体的に提供する  
活動へ具体的な援助をする  
受け入れの体制づくりをする(学校・進路先)  
振り返りに付き合い、納得していく援助をする

不登校の場合、今どんな状況なのか、何かきっかけがあったのか、どういう背景を背負っているのか、今できることは何か、今後どうしたいと思っているのかなどを知らなければ、適切な支援の方法を決めることができません。今後、どうすべきかについて、情報を集め、分析する「見立て」を行う際は、SC や SSW も含めた「チーム学校」で組織的な対応を行っていく必要があります。

## 不登校状態からの改善事例について

Q 不登校状態から改善した事例を教えてください。



### SC を中心に教育支援センター (適応指導教室)と連携した事例

中学校2年生男子生徒Aさん。父母と弟2人、父方の祖母と生活している。また、市内に母方の祖父母も生活し、協力を得られる環境にある。Aさんは中学2年4月に、不登校状態になった。原因は勉強への苦手意識、学習への不安、特に長期休業中の課題提出への不安が強かった。さらに、生来素直で生真面目な性格で、人の様子に敏感で、人に慣れるのに時間がかかるところがあった。1年次は乗り切ったが、2年の春に学校に足が向かなくなった。

学校はSCとの面談を勧めて対応した。SCとの良好な関係が築かれ、Aさんの支えとなった。その後、SCと適応指導教室との連携が図られ、6月から適応指導教室で過ごすことが決まった。適応指導教室ではAさんのペースに合わせた学習が進められ、徐々になじんでいき、相談員との信頼関係が生まれた。その中で学校との適度な関係も保たれ、短時間ではあるが学校に行き、担任にあたり提出物を渡したりするようになった。

学校と適応指導教室は、3年生への進級を1つの契機としてAさんに予定を考えさせたところ、自主的に登校への意欲を見せ、相談員と約束した通り学校へ登校した。その後、適応指導教室を離れ、学校への登校(相談室・短時間)が続いた。



### SSW を中心に学校と保護者の 関係を構築し、好転した事例

小学校6年生の9月から中学校2年生の10月までほぼ出席できなかったBさん。両親ともにいるが、学校に対しても非協力的であった。

学校は、こまめに家庭訪問等を重ね、不登校解消に向けて工夫した取組を行ってきたが、進展が見られず、学校は5月にSSWの派遣要請を行った。SSWは、まずは保護者との信頼関係を築き、その後、保護者と学校をつなぎ、学校の信頼回復に尽力し続けた。SCも保護者の気持ちに寄り添いつつ、学校の信頼回復を図った。

結果、保護者が学校に対して協力的になり、その後、Bさんは、職場体験に参加したり、夕方からではあるが学校に定期的に登校したりできるようになった。



### 関係機関との連携により、保護者への理解を促し、復帰した事例

中学校3年生のAさん。両親と本児の3人暮らし。両親ともに精神疾患があり、母親は引きこもりがちで、父親は学校に対し非協力的であった。小学校6年生の時、友達とのトラブルからほとんど登校しなくなった。翌年は週1回程度の登校となった。父親は職が安定しておらず、父親の意向により本児は登校できないこともあった。

その後、全職員が本人の思いを尊重して、支援を行っていった。具体的な指導としては、学校での滞在時間に関する目標の設定、友達と交流できる場所の提供、授業への見学や参加には教頭や養護教諭が付き添う、登校できた日は手帳にシールを貼るなど、全職員で支援を実施した。SSWも支援に介入して、本人との面談を重ねたり、子ども未来課や福祉課とも連携を図りながら、保護者の経済的な支援を行ったりした。

結果、翌々年の10月からは、毎日登校できるようになった。その後も、定期的にケース会議を開き、本人、保護者への支援を継続して行っている。



### 「面談継続」や「引継ぎ」など寄り沿った対応による教室復帰した事例

中学校3年生の女子生徒Aさん。小学校4年生の頃から朝起きれない、体がだるい等の体調不良が続き、遅刻・欠席が増え、「起立性調節障害」の診断を受けた。人間関係の大きなトラブルはなかったため、遅刻しても教室入室への抵抗感は低かった。

両親ともに病気・不登校への関心が高く、小4から本人のカウンセリングを月1で行った。学習意欲もあり、リーダー性もあるが、感受性が極めて強く、繊細であったため、SCによる専門的なアドバイスを受けながら無理のない登校リズム(午後から保健室に登校)を保っていた。

中学校入学前には、SC・保護者・担任・養護教諭の4者で、今までの経過と入学後の対応等、「保護者のニーズ」と「学校でできること」について話し合い、配慮が必要な部分については、全職員に情報共有した。

不登校支援部会は月1回開催し、SCによるカウンセリング(週1)に加え、保護者・担任との面談を継続してきた。相談結果等を受け、登校ペースを調整しながら別室の学習指導を継続した。定期テスト・行事・部活動には、本人が意欲を示したため、挑戦できる手立てを関係職員で検討・実践し、本人は、自信を持ち始め、登校の意欲にもつながった。

結果、3年生進級の時に教室復帰し、遅刻・欠席の日数が大幅に減った。その後もカウンセリングは継続し、定期的な不登校支援部会を開きながら生徒・保護者への支援を続けている。



不登校等への対応について、SC や SSW 等も含めたチームで対応し、必要に応じて外部機関等の協力を求めることが必要です。

「要保護児童対策地域協議会」等が必要な児童生徒の状況に応じてどのような手順でどの外部機関に相談していけばいいのか、保護者の理解が得られない場合どう対応するのか等、学校が判断に悩むこともあることから、関係機関との連携を具体的に進めるためのものを紹介します。

## 1 関係機関との連携を進めるために

学校は、関係機関に対し支援を依頼するだけではありません。支援の主体はあくまで児童生徒が在籍している学校にあることを認識し、関係機関と協働的に関わっていく視点を持つことが大切です。

- (1) 教職員は関係機関のできることを理解する。
- (2) 学校は伝聞情報に左右されないように、問題行動の事実確認を行い、情報を共有する。
- (3) 学校は児童生徒の抱える課題やその要因に対するアセスメントを行い、学校としての短・長期的な指導方針や期限、役割分担などを明確に示す。
- (4) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、学年担当、養護教諭、担任やSC、SSWなどが「チーム」として組織的に児童生徒や保護者に対応する。
- (5) 情報の集約やケース会議の運営、さらに外部との連絡の窓口など、中心的な役割を担う教職員を明確にする。
- (6) 管理職は関係機関との連携について理解し、判断を行う。

### <アセスメントについて>

- ・ 当該事案や児童生徒について、正確な情報に基づいて、様々な視点から見立てや評価を行い、その後の支援を検討することです。
- ・ 様々な視点(授業態度、学習状況、部活動の状況、表情の変化、態度の変化、性格的な特徴、興味、欲求、悩み、交友関係、生育歴、家庭環境等)から分析し、問題事案を抱える児童生徒についての情報を共有することで、効果的な支援体制を立てることができます。

### <短・長期的な指導方針について>

- ・ 「短期的な指導方針」は2週間、1ヶ月、2ヶ月、次の行事までなど、短期間の期限を決めて、そこまでの間で実現可能な具体的目標を立てることが必要です。
- ・ 児童生徒の人間としての成長と発達を支援するという視点で「長期的な指導方針」としての指導目標を立て、小・中・高を通じた継続した支援が必要です。

### <外部機関との連絡の窓口について>

- ・ 専門的な判断を関係機関から得る上で、学校の指導支援方針の一貫性を保つために、外部機関との連絡の窓口は一本化(そこに情報が集約されるように)しておくことが必要です。

【資料 : 関係機関との連携～「学校と関係機関との連携マニュアル」H29.7 月県作成から～】

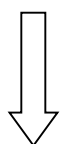
## 2 関係機関と連携・協働するためのポイント

学校において、児童生徒の抱える課題の把握から関係機関との連携までは、以下のように進めることが想定されます。P43からの事例もこの流れをもとにして、構成しています。

事例についてはあくまで想定されるものであり、関係機関による支援はケースの内容によって異なります。ここでは、学校が関係機関と連携するためのポイントを具体化するための例として示しています。

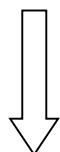
### 関係機関との連携の基本的な流れ( 事例もこの流れによる)

#### 児童生徒の抱える問題の把握



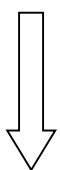
- 児童生徒の問題行動等を、現れている行動だけを捉えて表面的な指導をするのではなく、行動の背景に隠された要因を探る視点が必要。

#### 情報の収集・整理(ポイント1)



- チームづくり : チームのメンバーとリーダーを決める。
- 情報整理 : 情報の集約と記録する人を決める。

#### 校内におけるケース会議(ポイント2)



- アセスメント : 情報を整理した中から考えられる問題の要因を探る。
- 指導目標、具体的な手立て、役割分担や期限を検討し、指導方針を立てる。
- 学校だけでは対応が難しい場合は、課題に応じた関係機関に相談する。また、必要があれば通告する。
- 次回検討するケース会議の時期を明確にする。

#### 関係機関を交えてのケース会議(ポイント3)

##### (例) 市町福祉部局開催の要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議

- 校内で検討した指導方針や整理した情報をもとに、学校と関係機関が話し合い、役割分担をする。
- 次回検討するケース会議の時期を明確にする。



【資料 : 関係機関との連携～「学校と関係機関との連携マニュアル」H29.7 月県作成から～】

### ポイント1 情報の収集・整理

#### チームづくり

- ・ 問題を把握したら、関係する教職員でチームを作る。
- ・ ケースによって中心となる役割をする人(リーダー)を決める。  
(例)教頭、小 生活指導主任、中 生徒指導主事、高 教育相談主任など
- ・ いじめ問題については、いじめ対策委員会を開催し、対応する。

#### 情報整理

- ・ 情報を集約する担当を決め、チームで多面的に情報の収集を行い、情報を整理したメモ等を活用して、情報を共有する。

### ポイント2 校内におけるケース会議

- ・ リーダーが中心となり関係する教職員を集め、ケース会議を開く。
- ・ アセスメント(情報を整理する中で、なぜこのような状態に至っているのか、問題行動等の要因を見出していく、見立て)を行う。
- ・ 情報を整理したメモ等を活用して情報を共有する。
- ・ 長期目標と短期目標を決め、それぞれの期限を設定する。
- ・ 短期目標を実現するための具体的な手立てを協議し役割分担する。
- ・ 学校だけでは解決が難しい場合は、課題に応じた関係機関との連携について校内で協議し、学校として連絡し相談又は通告する。
- ・ 次回、当該児童生徒等(事案)について検討するケース会議の時期を明確にする。
- ・ 学校の窓口として関係機関に連絡する人(管理職等)は、電話等でケースの概要と指導方針、関係機関に相談したい内容を簡潔に伝える。

### ポイント3 関係機関を交えてのケース会議

#### (例)市町福祉部局開催の要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議

- ・ 校内ケース会議で検討した内容や進捗状況などを、関係機関とともに確認し、関係機関との連携・協働の方針を検討するための会議である。
- ・ 関係機関による当該児童生徒等に関する情報の把握、共有化及び解決すべき問題の確認を行う。
- ・ 当該児童生徒等の問題解決のための具体的な支援方法の検討を行う。
- ・ 関係機関や学校ができることを明らかにし、関係機関との役割分担を行う。
- ・ これからの連絡方法や窓口、次回のケース会議の日時や次回の大まかな協議内容などを決める。
- ・ 当該児童生徒等の支援経過の確認及び評価を行う。

## 事例 不登校

連携先: 市町福祉部局・保健所  
警察署

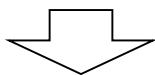
### <ケース概要>

小学校5年生男子、弟は保育園年長児

- ・ 本人は不登校状態で、電話で話をすることもできず、担任が家庭訪問しても本人に会わせてもらえない。4年生の3月から一度も登校していない。
- ・ 母親は「学校に行くといじめられる、叩かれる、だから本人も学校に行きたがっていない。」と言って、学校に行かせないと言い、教職員との面会も拒否する。
- ・ 母親は、一方的、攻撃的な口調であるが、時々、涙ぐむ時もある。情緒的に不安定な様子が窺える。以前うつ病による通院歴がある。

### 児童・生徒の抱える問題の把握

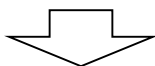
- ・ 昨年度のいじめ調査等では、4年生の時のいじめについて確認されていない。旧担任からは、親しい友人とトラブルになったことについて報告されているが、本人と話ができないため事実の確認はできていない状況。電話連絡を行い、家庭訪問を何度となく行っているが、安否確認できない状況である。本人及び母親の学校に対する不信感から解決の糸口をつかめない状況。



### 情報の収集・整理

チームづくり: 管理職、特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当、担任、旧担任、SSW、  
養護教諭

情報整理: 担任が情報整理を行った。



【資料 : 関係機関との連携～「学校と関係機関との連携マニュアル」H29.7 月県作成から～】

### 校内におけるケース会議

#### アセスメント

本人の安否確認を行う努力をする。現時点では、本人の状況を把握することができず、不登校の状況が、本人の心理的な課題か母親の情緒不安定によるものなのか、判別が困難である。登校していた4年生までの授業態度や学習状況から本人が悩みを抱えている可能性がある。また、交友関係のトラブルが原因であったとも考えられる。

#### 長期目標

不登校の解消。本人が安心して学校生活が送れるようにする。

#### 短期目標

本人の安否確認、いじめの有無の確認(いじめ対策委員会の開催)。  
本人の状況を確認するとともに母親の精神的安定と養育環境の整備を支援する。本人への学習支援の方法を探る。

#### 期限・手立て・校内の役割分担

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
校長が	教頭・生徒指導主事に	すぐに	いじめの有無の確認を行うため、関係学年にいじめ調査を行うよう指示。その結果をもとにいじめ対策委員会の開催を指示。
校長が	市町福祉部局に	すぐに	要保護児童対策地域協議会の開催を要請することを前提として相談する。
SSWが	母親に	できるだけ早く	母親と面談し、どうしたいかの確認を行う。

校長が市町福祉部局に相談し、個別ケース検討会議開催の要請を行う。



### 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議

市町福祉部局が、保健所・警察署に個別ケース検討会議への参加を要請した。  
個別ケース検討会議参加関係機関: 市町福祉部局・保健所・警察署・市町教育委員会・学校

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
担任が	母親に	随時に	家庭の状況を確認する。
市町福祉部局が	保育園に	すぐに	弟の登園状況を確認する。
	家庭に	適時に	家庭訪問を行い、家庭の状況を把握する。
保健所が	母親及び弟に	適時に	弟の発達支援と母親の継続した支援を行う。
学校が	家庭に	すぐに	警察署と連携して、安否確認を行う。
警察署が	家庭に	すぐに	学校と連携して、安否確認を行う。
市町教育委員会が	学校に	適時に	学校支援のため指導主事等を派遣する準備を行う。
SSWが	母親に	適時に	本人の状況を確認するとともに、医療機関への相談を勧める。
学年担当が	家庭に	すぐに	組織として家庭訪問に対応できるよう、二人ずつのペアを編成する。

今後は教頭が窓口となり、市町福祉部局・保健所・警察と連絡調整・情報共有を行う。

担任・学年担当は、母親の状況に応じて家庭訪問を行う。

2ヵ月後に要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を行うことが確認された。

**事例 不登校・ひきこもり**

**連携先: 市町福祉部局・保健所  
地区特別支援学校**

**<ケース概要>**

中学校1年生男子(一人親家庭)

- ・ 本人は、小学校6年時から不登校状態となっている。
- ・ コミュニケーション能力が低く、自分の決めたことから抜け出せない傾向にあり、見通しをもって、行動することが苦手である。
- ・ 母親は精神的に不安定になっているとの情報があり、学校は家庭訪問を継続して行っていたが、母親が拒否するようになった。校納金等諸費は未納となっている。
- ・ 学年主任は、母親と手紙で連絡をとっている。本人に会えていない状況であるものの、母親と外出する際に、地域や学校職員が姿を確認している。

**児童・生徒の抱える問題の把握**

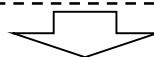
- ・ 小学校低学年時に、父親と母親は離婚している。
- ・ 養育の支援を行っていた祖父も病気がちとなり、本人が登校するためには、母親の精神的安定と家庭の経済的安定が必要である。

**情報の収集・整理**



**チームづくり:** 管理職、生徒指導担当、担任、学年担当、特別支援教育コーディネーター、SSW。  
**情報整理:** 教頭が、情報整理を行った。

**校内におけるケース会議**



**アセスメント** ○自分が思ったことをすぐに口に出してしまうため、同年代の生徒と人間関係をつくるのが難しい状況にある。家庭内では、自分が思うようにならないことがあると暴れることがある。母親は精神的に不安定な状態となり精神科に通院しているようである。母親は、学級担任や学校の強い指導を負担に感じ、学校に対する警戒心や不信感を抱いているようである。

**長期目標** ○不登校の解消。本人が安心して家庭・学校で生活を過ごすことができ、進路に向けて取り組むことができるようにする。

**短期目標** ○本人の状況を確認するとともに母親の精神的安定と家庭環境の整備を支援する。本人の学習支援の方法を探る。

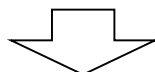
**期限・手立て・校内の役割分担**

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
校長が	市町福祉部局に	すぐに	要支援児童として情報提供を行い、要保護児童対策地域協議会の開催を要請する。
SSWが	母親に	できるだけ早く	面談を行い、困り感等について聞き出すとともに、生活支援等についての説明を行う。
学年主任及びSSWが	母親及び本人に	SSWによる母親との面談後に	再度家庭訪問をし、関係機関と連携した支援の同意を得よう説明を行うとともに、本人の状況を確認する。
特別支援教育コーディネーターが	地区特別支援学校に	本人の状況確認後に	地区特別支援学校(地区特別支援教育コーディネーター事務局)に本人の状況等について相談する。
校長が	市町教育委員会に	適時に	本人を適応指導教室へつなぐための相談を行う。

校内ケース会議にて、次のことについて協議し、その後母親に説明を行い、了承を得て、関係機関に協力を求めることとした。

- ・市町教育委員会:SSW や学校職員の母親への面談を通して、本人を適応指導教室につなげる。
- ・市町福祉部局:母親の精神的安定及び家庭の経済的支援の相談、支援を行う。
- ・地区特別支援学校:本人の状況を把握し、直接支援できない場合は、県教育センター特別支援教育研修班に情報提供を行う。
- ・保健所:母親の精神的安定及び本人のひきこもり支援の相談にあたる。

学校は、要支援児童として市町福祉部局要対協事務局へ情報提供を行い、個別ケース検討会議開催の要請を行う。



### 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議

市町福祉部局要対協事務局が、市町教育委員会・保健所・児童相談所・地区特別支援学校・市町福祉部局生活保護担当に個別ケース検討会議への参加を要請した。

市町教育委員会から、学校職員に対して、本人を適応指導教室につなげる場合の配慮すべきことについての指導・助言がなされた。

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
SSW 及び学年主任が	母親及び本人に	すぐに	面談を行い、学校の情報提供や学習支援、適応指導教室の紹介を行い、それらについての説明・相談を行い、特別支援教育コーディネーター事務局及び保健所による面談の了承を得る。
市町福祉部局が	母親に	すぐに	母親の養育支援を行うとともに生活支援等についての相談を行う。
児童相談所が		適時に	市町福祉部局の後方支援を行う。
市町教育委員会が	母親に	適時に	適応指導教室に通室するための方法について相談の場を持つ。
保健所が	母親及び本人に	適時に	母親の精神的安定及び本人のひきこもり支援の相談にあたる。
SSW が	関係機関	適時に	市町福祉部局、児童相談所、保健所がスムーズに連携できるように、情報を収集し共有するための窓口となる。
担任及び学年担当が	本人に	適時に	本人が登校できた時に、本人の困り感を解消する取組を行うとともに意欲的に取り組める指導を工夫する。自尊感情を高める取組をし、進路指導につなげる。

2回目の個別ケース検討会議が3ヵ月後に開催されたが、特別支援教育コーディネーター事務局による支援が母親の了承を得られなかったため、県教育センター特別支援教育研修班につながれ、長崎大学教育学部による相談支援が提案された。

今後は教頭が窓口となり、SSW との連携により、市町福祉部局、市町教育委員会、保健所、市町教育委員会、県教育センター特別支援教育研修班がスムーズに連携できるように窓口となり、連絡調整・情報共有・情報整理を行う。



**事例 不登校(家庭問題)**

**連携先:市町福祉部局**

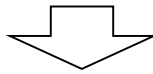
**<ケース概要>**

中学校1年生女子(小学校2年弟)

- ・ 親の離婚により小学校4年次に不登校になり、5年生の終わりに現在の市へ親子で転入したが、登校できない状況が続いた。
- ・ 中学校入学後、登校しようと努力したが、学級の授業のペースについていけず、また級友からの言葉に傷つくことが重なり、4月末から学校を休むようになった。
- ・ 保健室登校を試みたが、無理に教室に連れて行かれることがあって、学校が怖くなり登校できなくなっている。
- ・ 学校に納める諸納金等の納入は遅れ気味で、延滞されている。

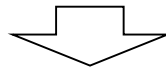
**児童・生徒の抱える問題の把握**

- ・ 5年生までは、祖父母と同居していたが、母親と祖母の折り合いが悪く、学校にもなじめなかったため、親子3人で現在の市へ転入した。
- ・ 本人は不登校時の学習が抜け落ちており、遅れがあるものの、特に発達等には問題はないと考えられる。



**情報の収集・整理**

**チームづくり** : 管理職、教育相談主任、生徒指導担当、担任、学年主任、養護教諭、SC、SSW  
**情報整理** : 教頭が情報整理を行った。



**校内におけるケース会議**

**アセスメント**

担任が本人と面談し、母親との関係についてこれまでの経緯を把握するとともに、部活動顧問が本人と同じ部活動の友人などから情報を収集する中で、児童虐待(ネグレクト)であることが確認された。

**長期目標**

本人が安心して、学校・家庭での生活を過ごすことができ、前向きに進路について考えられるようにする。

**短期目標**

本人の安全を確保する。市町福祉部局と協力して生徒の支援を行う。  
母親の精神的・経済的安定と養育環境を整備する。

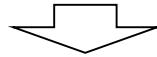
**期限・手立て・校内の役割分担**

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
養護教諭が	本人に	すぐに	家庭での様子を聞き取る。

【資料 : 関係機関との連携～「学校と関係機関との連携マニュアル」H29.7 月県作成から～】

教育相談主任が	市町福祉部局に	すぐに	家庭の状況を伝える。
市町福祉部局 (校長)が	妹・弟が在籍してい る小・中学校長に	すぐに	情報を提供し、虐待等の状況がない かを確認する。
SSWが	母親に	次回勤 務時に	家庭の経済状況等について聞き取 る。

- 今後の本人の支援については、市町福祉部局が、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催し、学校が支援の中心として協力することとなった。



### 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議

- 市町福祉部局が、主任児童委員に近隣での様子や情報収集を依頼した。
- 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議には、担任、教育相談主任が学校の代表として参加する。
- 個別ケース検討会議参加関係機関：市町福祉部局・主任児童委員・学校・市町教育委員会（虐待の状況によっては警察署・児童相談所）

誰が	誰に	期限	手立て(どう支援するのか)
市町福祉部局が	本人に	適時に	学校を訪問して状況把握を行う。
	母親に	適時に	母親から、家庭の経済状況等について聞き取り、支援の方法を探る。
主任児童委員が	福祉部局に	適時に	情報収集の結果を報告する。
担任が	本人に	適時に	本人とできるだけ対話し、気持ちに寄り添う。
学年担当が	本人や学級 に	適時に	授業等学校生活の様子を観察して、学年として支援できることを探る。
SCが	本人に	次回勤務時 に	本人の気持ちに寄り添い、受容的に本人の話を聞くようにする。

- 教育相談主任が、市町福祉部局・主任児童委員と連絡調整・情報共有を行う。  
主任児童委員とは、児童福祉法第17条で規定されている児童委員（児童の福祉に関する機関と区域を担当する）との連絡調整を行い、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- 次回の要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議は2ヵ月後に行い、生徒の支援状況の確認、その後の支援体制を協議することとなった。

【資料：不登校未然防止リーフレット】



これまでの内容をもとに、各学校における不登校未然防止取組の参考となるような「すてっぷあっぷ」を作成しました。学校の実態にあわせて内容を変えていただくなど、全職員で共通理解の下、「不登校の未然防止」等にご活用ください。

不登校になる前に…楽しい学校づくりを目指して

学校版



長崎県教育委員会

### 「子供中心」の発想を大切にした「チーム学校」

学校版「すてっぷあっぷ」は、不登校支援の視点（未然防止、早期支援）に基づき、これまで各学校が取り組んできたものを整理して作成したものです。下記の3つの合言葉を中心に、各学校で「子供の主体性」を大切にしたかわりを全教職員で取り組みましょう。

子供・教師が「安心・安全で楽しい学校づくり」を目指して  
～できることから始めよう「3つの合言葉」～

**意識する**  
(子供中心の考え方)

**誰かと話す**  
(子供と同僚と積極的に)

**チームで対応**  
(一体感をつくる)

日常観察

【声掛けや対話がポイント】  
～子供の気になる様子(例)～  
・早退や遅刻、欠席が目立つ。  
(3日連続と「チーム対応」視野)  
・トイレなどに閉じこもっている。  
・給食など食欲がない様子が見られる。 …など

情報共有

【学校組織及び保護者と情報共有】  
・「あせらず、じっくり」見守りながら、子供の不安や悩みを共有できるよう学校と保護者が連携して対応。  
・担任の先生は、同学年主任をはじめ、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任、管理職に報告し、早期段階の支援を開始。 …など

支援実施

【支援方法の定期的な見直し】  
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的な助言をもとに、支援の選択肢を広げる。  
・本人の状況に応じ、定期的に支援の内容を確認、協議しながら支援の方向性を定めていく。

フィードバックの共有が大切

「1日」すてっぷ(未然防止)



子供の立場にたった教師の温かいかわりがポイントです!

朝すてっぷ	昼すてっぷ	夕すてっぷ
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 笑顔で子供を迎える</li> <li><input type="checkbox"/> 一人一人の表情や声などの確認</li> <li><input type="checkbox"/> 遅刻者、欠席者の所在確認</li> <li><input type="checkbox"/> 絆づくりの活動 …など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 子供をほめる機会を見付ける</li> <li><input type="checkbox"/> 一緒に学び、遊び、楽しむ</li> <li><input type="checkbox"/> 分かる・楽しい授業</li> <li><input type="checkbox"/> 子供との話題づくり …など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 笑顔で子供を送り出す</li> <li><input type="checkbox"/> 教室環境を整える</li> <li><input type="checkbox"/> 欠席者への連絡</li> <li><input type="checkbox"/> 1日の児童生徒の様子、明日の動きなど同学年との積極的対話 …など</li> </ul>

「欠席対応」すてっぷ(未然防止)



「積極的な対話」がポイントです!

1日目すてっぷ	2日目すてっぷ	3日目すてっぷ
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 確実な電話連絡</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者と情報共有</li> <li><input type="checkbox"/> 学習の補完準備</li> <li><input type="checkbox"/> 翌日の朝、笑顔で声掛け …など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 子供の声を確認する電話連絡</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者と状況確認</li> <li><input type="checkbox"/> 学習の補完</li> <li><input type="checkbox"/> 安心感を与える雰囲気づくり …など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 欠席3日で家庭訪問、詳細確認</li> <li><input type="checkbox"/> 安心できる環境調整・学習補完</li> <li><input type="checkbox"/> 複数職員による情報共有 …など</li> </ul>

「チーム学校」すてっぷ(早期支援)



「抱え込まない」がポイントです!

「共有」すてっぷ	「役割」すてっぷ	「目標」すてっぷ
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 複数職員による情報共有</li> <li><input type="checkbox"/> 小さな変化、些細な情報共有</li> <li><input type="checkbox"/> 短時間、定期的、継続的な共有 …など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 支援体制の整備</li> <li><input type="checkbox"/> 養護教諭、SC、SSWとの役割、支援方針確認</li> <li><input type="checkbox"/> 不登校児童生徒への対応教員 …など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「できること」「できないこと」の確認</li> <li><input type="checkbox"/> スモールゴールの設定・確認</li> <li><input type="checkbox"/> 引継ぎも含めた中、長期支援体制づくり …など</li> </ul>

友達に、先生に毎日会いたい…笑顔あふれる楽しい学校づくり





## 参考資料

- 「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」  
(平成21年3月 文部科学省)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」  
(平成28年12月 文部科学省)
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」  
(平成29年3月 文部科学省)
- 「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について」  
(平成29年3月 文部科学省)
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」  
(別記)「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」  
(別記2)「不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」  
(別紙)「指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」  
(別添3)「民間施設についてのガイドライン」  
(令和元年10月 文部科学省)
- 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について  
(令和4年6月 文部科学省)
- 「生徒指導提要」  
(令和4年12月 文部科学省)
- 「小学校学習指導要領(総則編)」  
(平成29年告示 文部科学省)
- 「PDCA×3=不登校・いじめ防止」(第 期「魅力ある学校づくり調査研究事業」平成26～27年度報告書)  
(平成29年1月 生徒指導・進路指導研究センター)
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」  
(平成31年3月 文部科学省)
- 「登校拒否児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」  
(平成5年3月 文部科学省)
- 「不登校と教育機会確保法～知る・広める・活用するためのQ&A～」  
(編集・発行 特定非営利活動法人 登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク)
- 「学校復帰を果たした不登校対応事例集～「問題を抱える子ども等の自立支援事業」を通して～」  
(平成22年3月長崎県教育委員会)
- 「上手な登校刺激の与え方」  
(平成15年 ほんの森出版 著者 小澤 美代子)
- 「不登校～予防と支援Q&A70～」  
(平成20年 明治図書 著者 菅野 純)
- 「明日、学校へ行きたくない」  
(令和3年 角川書店 著者 茂木健一郎・信田さよ子・山崎聡一郎)

## 長崎県不登校支援コンセプト(基本編・実践編)作成 協力者

### 【令和4年度 長崎県不登校支援協議会 委員】

長崎大学教育学部	教授	内野 成美
県弁護士会	弁護士	鷲見 賢一
県医師会	常任理事	長谷川 宏(星子 浄水)
県臨床心理士会	理事	前田 和明
NPO法人フリースクールクレインハーバー	理事長	中村 尊
長崎市教育研究所	所長	山本 高靖
長崎県校長会生徒指導部会	部長	川本 哲也
長崎県校長会生徒指導部会	副部長	木下 和敏
スクールソーシャルワーカー	スーパーバイザー	木村 和子
長崎県庁子ども未来課	課長	徳永 憲達
長崎県教育センター	所長	立木 貴文
長崎県教育庁総務課	課長	桑宮 直彦
長崎県教育庁義務教育課	課長	加藤 盛彦
長崎県教育庁高校教育課	課長	田川 耕太郎
長崎県教育庁特別支援教育課	課長	分藤 賢之
長崎県教育庁生涯学習課	課長	山崎 由美
長崎県教育庁児童生徒支援課	課長	大川 周一

( 敬称略 )

### 【編集リーダー】

長崎県教育庁児童生徒支援課 指導主事 野茂 大樹



長崎県不登校支援コンセプト（基本編・実践編）  
令和5年3月 初版 作成

作成元

長崎県教育庁児童生徒支援課  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号  
TEL : ( 0 9 5 ) 8 9 4 - 3 3 3 9

本コンセプトに登場するキャラクター等は「長崎っ子の心を見つめる教育週間のロゴマーク」です。